

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月8日提出
【発行者名】	H S B C 投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 パトリス・コンシコール
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
【事務連絡者氏名】	林 俊宏
【電話番号】	代表（03）3548-5690
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	H S B C アジア・プラス（3ヶ月決算型）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

HSBC アジア・プラス(3ヶ月決算型)('ファンド'といいます。)

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

上記金額には、購入時の申込手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)は含まれません。

（４）【発行（売出）価格】

発行価格(購入価額)は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額については、販売会社または「(12) その他」に記載の<照会先>にお問い合わせください。その他、原則として計算日(基準価額が算出される日)の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「分配アジブラ」の略称で掲載されます。

（５）【申込手数料】

申込手数料(購入時手数料)は、購入金額(購入価額に購入口数を乗じて得た額)に、3.78%(税抜3.50%)を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

（６）【申込単位】

申込単位(購入単位)は、販売会社が個別に定める単位とします。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

（７）【申込期間】

平成28年8月9日から平成29年8月8日まで

当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みの取扱いを行います。販売会社については、「(12) その他」に記載の<照会先>にお問い合わせください。

販売会社以外の金融商品取引業者または登録金融機関が販売会社と取次契約を結ぶことにより、ファンドを当該販売会社に取り次ぐ場合があります。

(9) 【払込期日】

受益権の購入申込者は、販売会社が定める期日までに、申込金(購入代金)を販売会社に支払うものとします。申込期間における発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

購入代金は、購入金額に、購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加えた金額となります。

(10) 【払込取扱場所】

お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

申込証拠金はありません。

日本以外の国・地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターシステムにより管理する制度を「投資信託振替制度」といいます。ファンドの設定、解約、償還等がコンピューターシステム上の帳簿(振替口座簿)への記載・記録により行われますので、受益証券は発行されません。

< 照会先 >

H S B C 投信株式会社

ホームページ : www.assetmanagement.hsbc.com/jp

電話番号 : 03-3548-5690 (受付時間 : 委託会社の営業日の午前9時 ~ 午後5時)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、「HSBC アジア・プラス マザーファンド」*への投資を通じて、主に、日本を除くアジアの企業の株式等で運用する投資信託証券に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

* 以下、「マザーファンド」といいます。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、「追加型投信/海外/株式」*に属します。

* 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

〔商品分類〕			〔属性区分〕				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産(投資 信託証券(株式)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド ・オブ ファンズ	あり () なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注)当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

〔商品分類〕

1) 単位型投信・追加型投信の区分

「追加型」は、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

2) 投資対象地域による区分

「海外」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象資産による区分

「株式」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

〔属性区分〕

1) 投資対象資産による属性区分

「その他資産(投資信託証券(株式))」は、投資対象資産による区分がその他資産(投資信託証券)で、親投資信託(投資信託証券を主要投資対象とします。)への投資を通じて株式に実質的に投資す

るものをいいます。このため、上記〔商品分類〕の「3)投資対象資産による区分」では、収益の源泉である「株式」と記載しております。

2) 決算頻度による属性区分

「年4回」は、目論見書または約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象地域による属性区分

「アジア」は、目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

4) 投資形態による属性区分

「ファミリーファンド」は、目論見書または約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象とするものをいいます。

5) 為替ヘッジによる属性区分

「為替ヘッジなし」は、目論見書または約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円としますが、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1) 複数の投資信託証券への投資により、日本を除くアジア広域の株式等に幅広く投資します。

・マザーファンドへの投資を通じて、以下の投資信託証券(ファンド)に投資します。

- 米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド アジア(除く日本)エクイティ クラス」1C)*の投資信託証券を主要投資対象とします。投資比率は、原則として70%(50%から90%の範囲)とします。

* 以下、「HSBC GIF アジア(除く日本)エクイティ クラス」1C」といいます。

- 上記ファンド以外に、日本を除くアジアの株式を主要投資対象とする投資信託証券、株価指数連動型の投資信託証券(ETFを含む)に投資します。

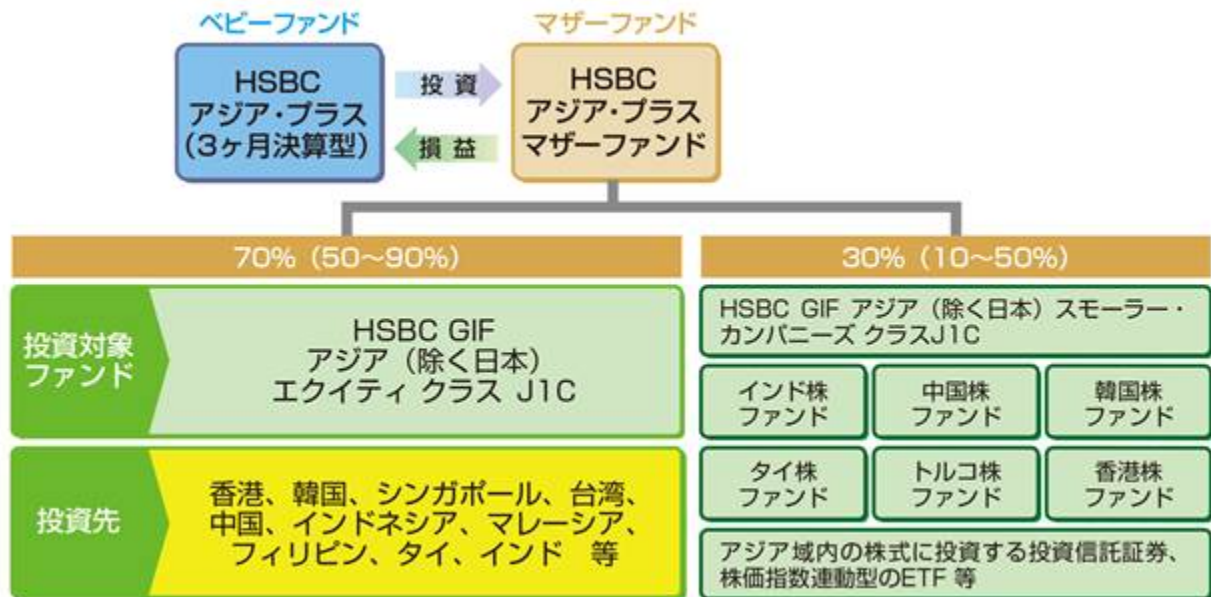
投資対象ファンドの組入れについては、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。

・実質的に以下の株式等に投資します。

投資対象企業	・日本を除くアジアの企業
投資対象有価証券	・投資対象企業の株式 ・投資対象企業のADR(米国預託証券)やGDR(グローバル預託証券)等 ※預託証券とは、ある国の会社の株式を海外でも流通させるために、当該株式を銀行等に預託し、その見合いに海外で発行される証券のことをいいます。

・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

当ファンドの投資対象ファンド〈イメージ図〉



(注) 損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

*投資対象ファンドは今後変更になる可能性があります。

2) 投資対象ファンドの運用は、HSBCグローバル・アセット・マネジメント内の運用会社が行います。

- ・HSBCグローバル・アセット・マネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

HSBCグループおよびHSBCグローバル・アセット・マネジメント

HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、アフリカにまたがる71の国と地域に約6,000の拠点を擁し、その歴史は1865年の創業に遡る、世界有数の金融グループです。

HSBCグローバル・アセット・マネジメントは、HSBCグループに属する資産運用部門の総称です。ロンドン、パリ、ニューヨーク、香港、シンガポール、ムンバイ(ボンベイ)、東京等、世界約30の国と地域に拠点を有しています。HSBC投信株式会社は、HSBCグローバル・アセット・マネジメントの一員です。

上記は本書提出日現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

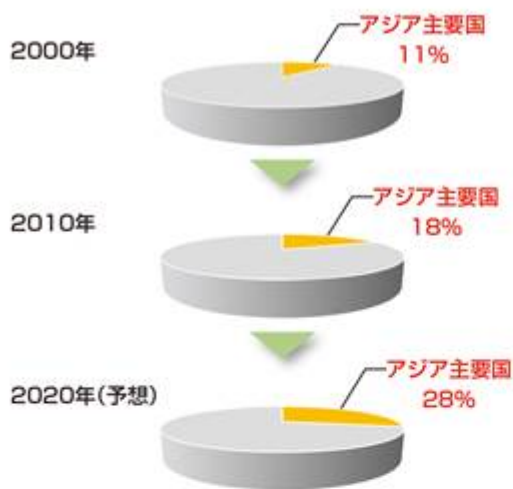
〔 HSBC投信株式会社は社内規程に基づき、クラスター爆弾または対人地雷の使用、開発、製造、備蓄、輸送または貿易に直接関与する企業への投資は行いません。 〕

(参考情報)

成長めざましいアジア経済

- ▶ 世界の経済規模に占めるアジア主要国の割合は着実に拡大しており、世界経済におけるアジアの存在感はますます高まっていくものと期待されています。

世界の経済規模に占めるアジア主要国の割合



予想実質GDP成長率(2016年～2020年の年平均)



※「アジア主要国」とは、本書作成時現在の主な投資対象国・地域(中国、香港、台湾、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、トルコ)を指します(以下同じ)。

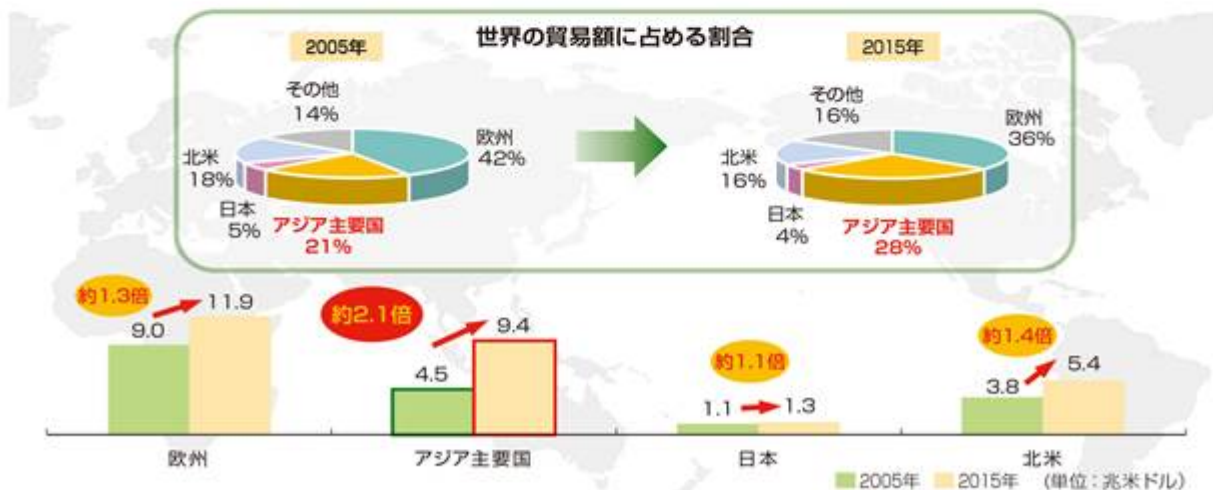
※経済規模は名目GDP

出所：IMF World Economic Outlook (April 2016)のデータをもとにHSBC投信が作成

主要国・地域の貿易額

- ▶ アジアの貿易額は過去10年で約2.1倍に拡大するとともに、世界の貿易額に占める比率も高まっています。

主要国・地域の貿易額



※貿易額は輸出額と輸入額の合計。表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

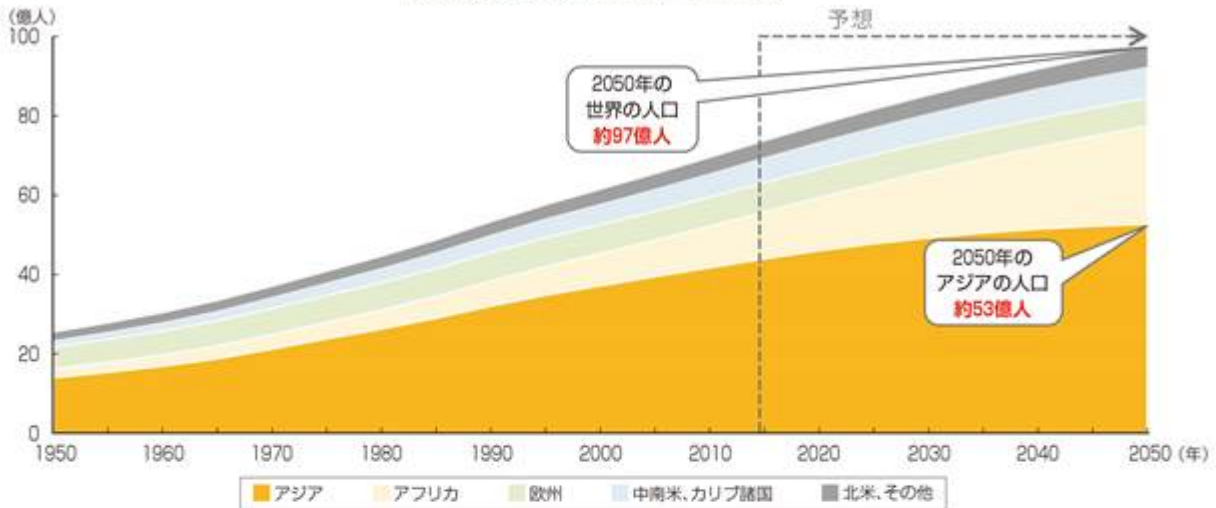
出所：世界貿易機関(WTO)のデータをもとにHSBC投信が作成

※データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

増加する人口と巨大な消費市場への期待

- ▶ アジア地域は巨大な人口を有しており、今後も長期にわたり人口増加が予想されています。
- ▶ さらにアジア地域は経済成長に伴い、所得水準の向上を通じた、巨大な消費市場としての潜在力が期待されています。

世界人口の推移(1950年～2050年)

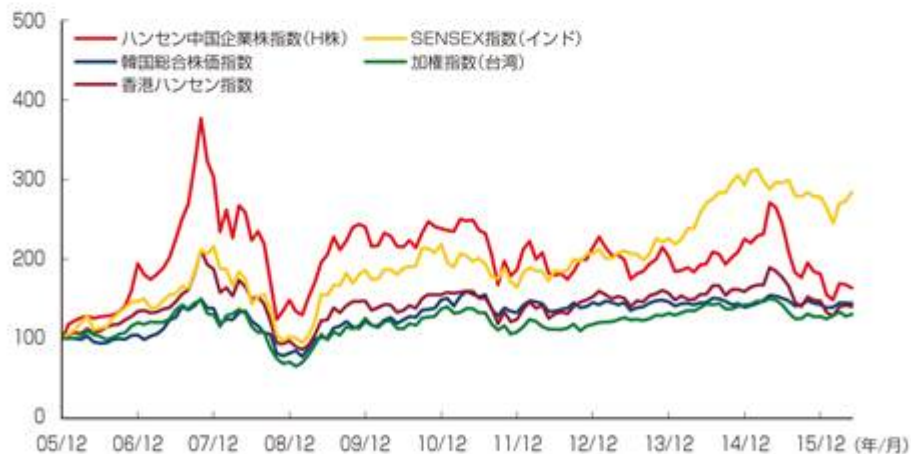


※各地域の分類は国連の定義に基づく

出所：国連 World Population Prospects: The 2015 RevisionのデータをもとにHSBC投信が作成

アジアの株式市場

株価指数推移
(2005年12月末～2016年5月末)



※2016年4月末時点の実質国・地域別投資比率上位5ヶ国・地域の株価指数、2005年12月末を100として指数化
出所：ブルームバーグのデータをもとにHSBC投信が作成

※データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

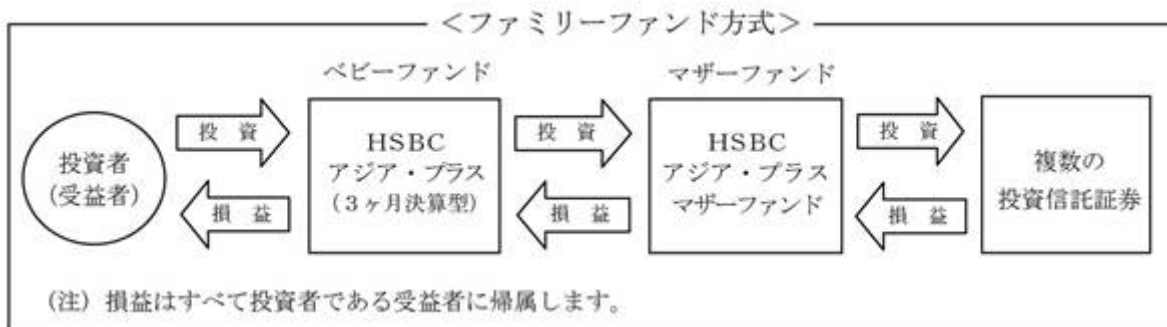
平成19年5月31日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

- ・当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。

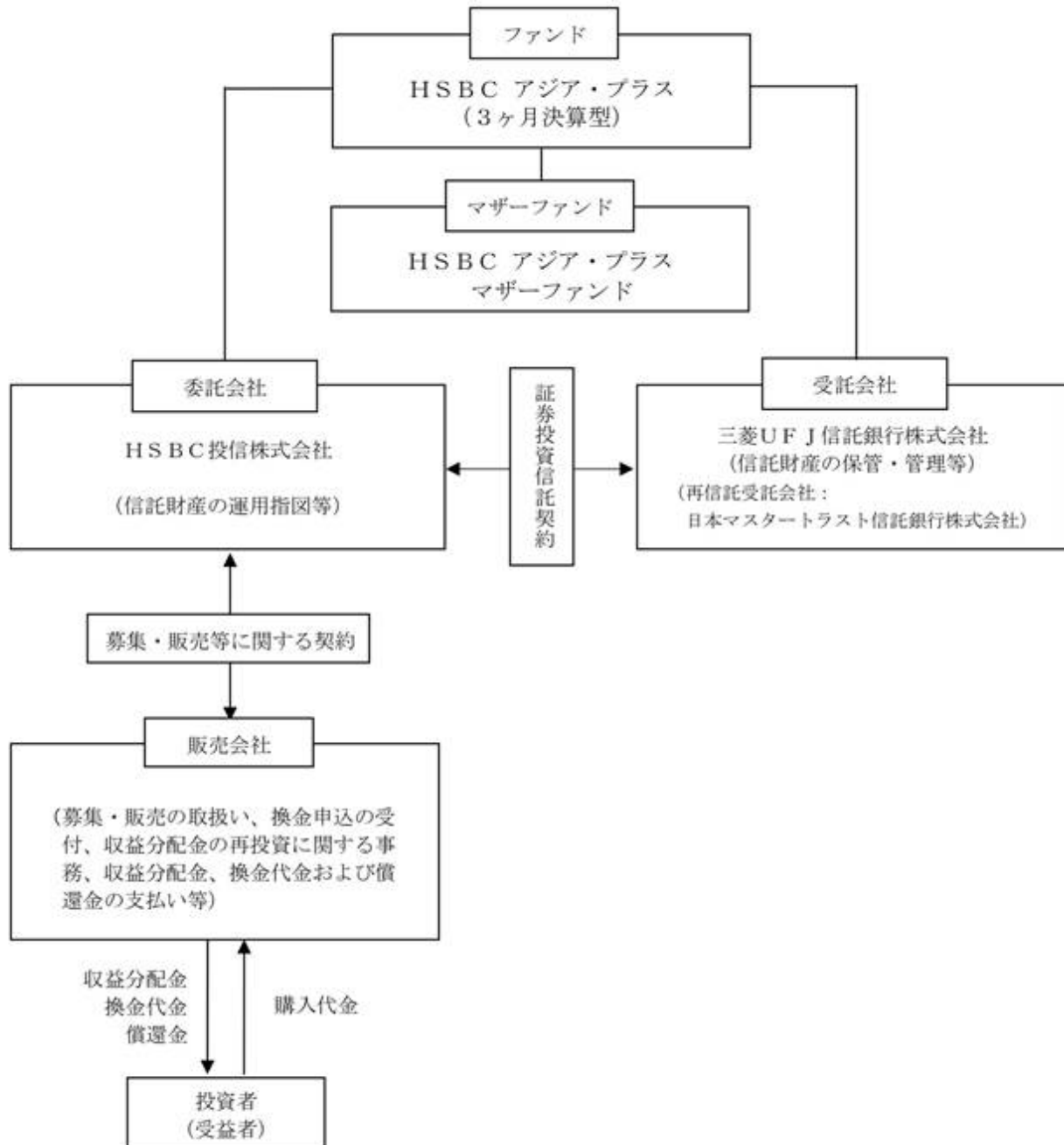


- ・マザーファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託(ファンズ)に投資する投資信託(ファンド)のことをいいます。

マザーファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。

関係法人の概要



< 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要 >

- 1) 受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、信託財産の運用方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。
- 2) 販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

委託会社の概況

- 1) 資本金の額（本書提出日現在）：495百万円
- 2) 会社の沿革

昭和60年 5月27日	ワードレイ投資顧問株式会社設立
昭和62年 3月12日	投資顧問業の登録
昭和62年 6月10日	投資一任契約に係る業務の認可
平成 6年 2月17日	エイチ・エス・ビー・シー投資顧問株式会社に商号変更
平成10年 4月24日	エイチ・エス・ビー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年 6月16日	証券投資信託委託業の認可

平成15年 3月 1日 HSBCアセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成17年 4月25日 HSBC投信株式会社に商号変更

平成19年 9月30日 金融商品取引業の登録

3) 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ザ・ホンコン・アンド・シャン ハイ・バンキング・コーポレイ ション・リミテッド	香港クィーンズロード・ セントラル1番地	2,100	100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除くアジアの国または地域の有価証券(これに準ずるものを含みます。)で運用する複数の投資信託証券および当該国および地域の株価指数を反映する投資信託証券等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

当ファンドの運用目的を忠実かつ適正に達成するため、マザーファンドにおける投資先投資信託証券の選定は、次の点を重視し行います。

選定基準

「HSBC GIF アジア(除く日本)エクイティ クラス」1C」

投資対象国および投資対象資産が、当ファンドの投資方針に合致していること
上記投資信託証券以外の投資信託証券

投資対象国および投資対象資産が、当ファンドの投資方針に合致していること

選定基準

投資先投資信託証券の運用状況の把握、投資環境・市場状況等の情報入手の容易さ等の観点から、当ファンドの運営・管理における事務をスムーズかつ正確に執行できること

投資態度

- 1) 主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- 2) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 3) 投資信託証券のほか、コマーシャル・ペーパーおよび短期国債等に直接投資することがあります。
- 4) 償還準備に入った場合、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - (a) 有価証券
 - (b) 金銭債権
 - (c) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
 - (a) 為替手形

投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として親投資信託であるマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 5) コマーシャル・ペーパー
- 6) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 7) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 8) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 10) （削除）
- 11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 13) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 14) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 15) 外国の者に対する権利で前記14)の有価証券の性質を有するもの
なお、1)から4)までの証券および6)の証券または証書のうち1)から4)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、7)の証券および8)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品の運用指図

前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの
当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1)から6)までに掲げる金融商品、前記の1)の(b)から(c)までに掲げる特定資産および前記の2)の(a)に掲げる資産により運用することの指図ができます。

信託財産の管理業務に対する正確性、適切性などに関して、定期的に内部統制に関する報告書を受領します。

ファンドの運用に関しては、以下のような原則にいたします。

（法令等の遵守）

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

（秘密の厳守）

運用業務に携わる者は職務上知りえた顧客の取引、財産の状況等、もしくは、株価に影響を与えると考えられる法人関係情報等は十分な注意をもって取り扱い、秘密に関する事項を漏洩してはならない。なお、営業部門等社内の他部門の役職員に対し、業務上必要とされる場合を除き、不必要な情報の提供を行ってはならない。

（忠実義務）

運用業務に携わる者は、顧客資産の保全、増大を第一の目標とし、その目的の達成のために、情報の収集、投資判断、正確かつ迅速な業務遂行に最善を尽くさなければならない。利益相反の可能性はこれを極力排除する。

（最良執行方針）

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとり最良の取引条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行しなければならない。

（善管注意義務）

運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスク、カントリーリスク、決済リスク、オペレーショナルリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

（運用計画の策定および実行）

運用業務の遂行にあたっては、運用計画を策定し、適宜これを見直さなければならない。運用計画はこれを運用委員会で協議し、承認を受けなければならない。

<HSBCグローバル・アセット・マネジメントの投資プロセス>

株価は企業の業績やマクロ経済の動向等様々な要因で変動します。そのため、HSBC投信が属するHSBCグローバル・アセット・マネジメントでは1つの投資決定方法に偏ることなく、景気サイクル等の分析(トップダウン)と徹底した企業分析(ボトムアップ)を併用しています。



運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

年４回の決算時（毎年２月、５月、８月、１１月の各１０日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。

- 2) 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

イメージ図

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
-	分配金	-	-	分配金	-	-	分配金	-	-	分配金	-

(注) 上記は、将来の分配金の金額について示唆・保証するものではなく、分配を行わない場合もあります。

収益の分配方式

- 1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の交付

「一般コース」の収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。受益者が支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の収益分配金は、原則として販売会社が税金を差し引いた後、受益者に代わって決算日の基準価額で再投資します。なお、収益分配金の再投資については、無手数料でこれを行います。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として購入申込者とします。)にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」の場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

< 分配金に関する留意点 >

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（５）【投資制限】

当ファンドの約款に定める投資制限は、以下のとおりです。

- 1) 投資信託証券およびコマースナル・ペーパーおよび短期国債等以外への直接投資は行いません。
- 2) 投資信託証券への実質投資割合 には制限を設けません。

実質投資割合とは、当ファンドの信託財産の純資産総額に対する、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合をいいます。（以下同じ。）
- 3) 同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の100分の50を超えないものとします。ただし、約款もしくは定款等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合があります。）投資信託証券であることが記載されている投資信託証券を組入れる場合には、純資産総額の100分の50を超えて取得することができるものとします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 5) 株式への直接投資は行いません。
- 6) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 7) 外国為替予約取引の指図
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - (b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額を円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 8) 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図
委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- 9) 再投資の指図
委託会社は、前記8)の規定による一部解約の代金、売却代金、投資信託証券の収益分配金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- 10) 資金の借入れ
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間、または受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの間、もしくは受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は、有価証券等の売却代金、

解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

- (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は、信託財産から支払います。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

1) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式の議決権数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

2) デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行うまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

(参考) マザーファンド(HSBC アジア・プラス マザーファンド)の投資方針

(1) 運用の基本方針

基本方針

主に、投資信託証券への投資を通じ、主に日本を除くアジアの国または地域の有価証券等に投資することにより、中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

投資態度

- 1) ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることを目的として発行される米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人「HSBC GIF アジア(除く日本)エクイティ クラス」IC」の投資信託証券を主要投資対象とします。そのほか別に定める投資信託証券(日本を除くアジアの株式(1)を主要投資対象とする投資信託証券および株価指数連動型の投資信託証券(2)に投資することとします。
 - 1 当該国・地域の企業の発行する株式、当該国・地域の経済の発展と成長に係わる企業及び収益のかなりの部分を当該国・地域内の活動から得ている企業の株式を含みます。また投資対象企業のADR(米国預託証券)やGDR(グローバル預託証券)等も投資対象とします。
 - 2 日本を除くアジアの国または地域の株式に投資または連動する目的で国内外の証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株価指数連動型投資信託証券を含みます。
- 2) 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人「HSBC GIF アジア(除く日本)エクイティ クラス」IC」の投資信託証券への投資比率を信託財産の70%とし(50%から90%の範囲に保ちます。)、その他、別に定める投資信託証券に分散投資を行うことを基本とします。
- 3) 投資対象ファンドの組入れについては、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。その際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が投資対象ファンドから外れたり、新たに投資信託証券(ファンド設定時以降に設定された投資信託証券も含みます。)が投資対象ファンドとして指定される場合もあります。
- 4) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 投資信託証券のほか、コマーシャル・ペーパーおよび短期国債等に直接投資することがあります。

- 6) 償還準備に入った場合、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、ならびに信託財産の規模等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

投資対象とする資産の種類

- 1) 次に掲げる特定資産
 - (a) 有価証券
 - (b) 金銭債権
 - (c) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
 - (a) 為替手形

投資対象とする有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてルクセンブルグ籍証券投資法人「HSBC GIF アジア(除く日本)エクイティ クラス」IC」の米ドル建て投資信託証券および約款で別に定める指定投資信託証券に投資を行うほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
 - 2) 地方債証券
 - 3) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 4) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 - 5) コマーシャル・ペーパー
 - 6) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 7) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 8) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 9) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 10) (削除)
 - 11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 12) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 13) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 14) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 15) 外国の者に対する権利で前記14)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)から4)までの証券および6)の証券または証書のうち1)から4)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、7)の証券および8)の証券(投資法人債券をのぞきます。)を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品の運用指図

前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1)から6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

マザーファンドが投資する主な投資信託証券およびその概要です。

ファンド名	HSBC GIF アジア(除く日本)エクイティ クラスJ1C
形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(米ドル建)
運用の基本方針	日本を除くアジアの国・地域の企業の株式を主要投資対象とし、大型株式を中心に投資を行い、中長期的な投資成果を目指します。
主な投資対象	主として日本を除くアジアの国または地域に登録された拠点を持つ企業および日本を除くアジアの国または地域の主要な証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている企業、また営利活動のかなりの部分を日本を除くアジア域内にて行う企業の発行する株式(これに準ずるものを含みます。)に投資します。
決算日	年1回(毎年3月31日)
分配方針	原則として、分配を行いません。
マネジメントフィー	年0.60%
その他費用	有価証券の売買に係る手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等
申込手数料	ありません。
償還条項	すべてのクラスの純資産額の合計が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。
投資顧問会社	HSBCグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッド

ファンド名	形態	主な投資対象	マネジメントフィー	その他費用
HSBC GIF アジア(除く日本)スモラー・カンパニーズクラスJ1C	ルクセンブルグ籍証券投資法人(米ドル建)	アジアの小型株式	年0.60%	有価証券の売買に係る手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等
HSBC GIF チャイニーズエクイティ クラスJ1C		中国の株式		
HSBC GIF コリアンエクイティ クラスJ1C		韓国の株式		
HSBC GIF シンガポールエクイティ クラスJ1C		シンガポールの株式		
HSBC GIF タイエクイティ クラスJ1C		タイの株式		
HSBC GIF ホンコンエクイティ クラスJ1C		香港の株式		
HSBC GIF ターキーエクイティ クラスJ1C	ルクセンブルグ籍証券投資法人(ユーロ建)	トルコの株式		

ファンド名の「GIF」とは、グローバル・インベストメント・ファンドの略です。名称に「GIF」を含むファンドについては、日々の純流出入額がファンドの純資産額の一定割合を超える場合、取引コストや税金等の影響を軽減させるために、一単位当たり純資産額の調整を行うことがあります。また、デリバティブ取引を行う場合があります。

なお、HSBC投信株式会社は、当該各ファンドの投資残高に応じてマネジメントフィーの一部を収受します。

ファンド名	形態	主な投資対象	信託報酬	その他費用
HSBC インド株式ファンド(適格機関投資家専用)	わが国の証券投資信託/適格機関投資家私募	インドの株式	年0.648%(税抜年0.60%)	信託事務の諸費用等

税法等が改正された場合は変更になることがあります。

(注) 投資対象ファンドは、委託会社の判断により、見直しを行うことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。なお、概要の一部は変更される場合があります。

(3) 主な投資制限

- 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資信託証券以外への投資は投資信託約款の「運用の指図範囲等」で規定する範囲内で行います。
- 3) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の100分の50を超えないものとします。ただし、約款もしくは定款等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される(販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。)投資信託証券であることが記載されている投資信託証券を組入れる場合には、信託財産の純資産総額の100分の50を超えて取得することができるものとします。
- 4) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 5) 株式への直接投資は行いません。
- 6) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 7) 外国為替予約取引の指図および範囲
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - (b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額を円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。ご購入に際しては、当ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンド(マザーファンドの投資先投資信託証券を含みます。)の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

基準価額の変動リスク

1) 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

2) 信用リスク

株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。また、債券等への投資を行う場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等の発生する場合があります。基準価額の下落要因となります。

3) 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利変動、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

4) 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、基準価額が影響を受けることがあります。

5) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制や税制の変更、新たな規制が設けられた場合には、基準価額が影響を受けることや投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さいことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などのインフラストラクチャーが未発達なことなどから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これにより当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

6) 換金資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の換金申込があった場合には、換金資金を手当てするため保有有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

投資対象ファンドにかかわる留意点

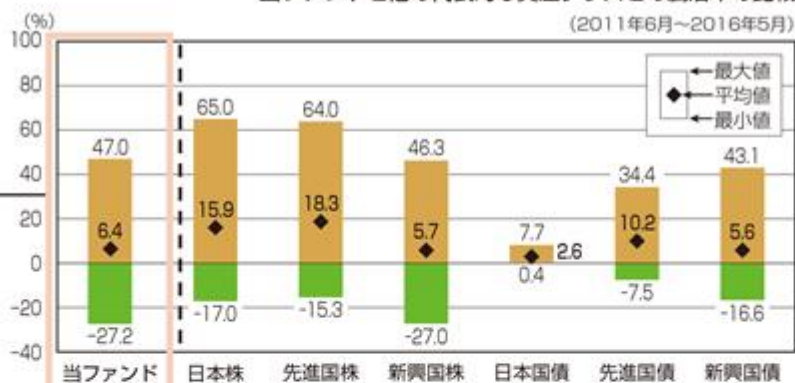
- 1) 投資対象ファンドは、委託会社の判断により、見直しを行うことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。
- 2) 投資対象ファンドの運用方針が、変更になる可能性があります。
- 3) 投資対象ファンドでは、デリバティブ取引を行うことがあります。デリバティブ取引には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間に相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスクなど様々なリスクが伴います。

その他の留意点

- 1) ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。
- 2) ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入の投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 3) 法令・税制・会計方法は、今後変更される可能性があります。
- 4) 収益分配金、換金代金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。
委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（購入代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。
- 5) 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、他のベビーファンドが当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合、他のベビーファンドにおける資金変動等が当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

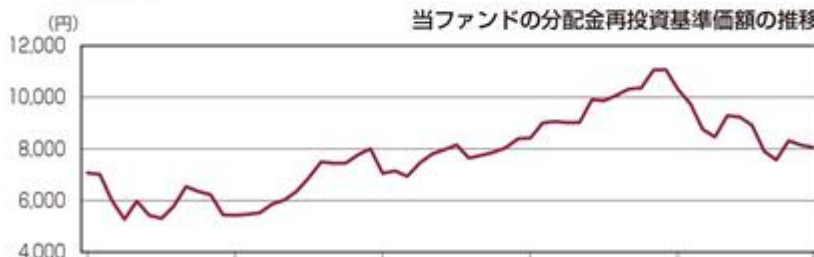
< 参考情報 >

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

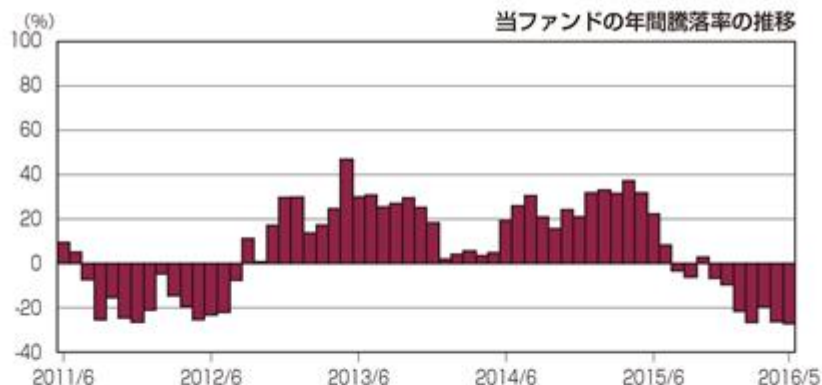


(注) グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるように作成したものです。なお、代表的な資産クラスのすべてが当ファンドの投資対象になるとは限りません。

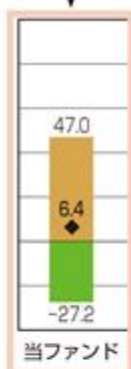
当ファンドの分配金再投資基準価額の推移



当ファンドの年間騰落率の推移



(注) 分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
年間騰落率は、各月末の分配金再投資基準価額の値を当該月の1年前の値と比較して計算した騰落率(%)であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

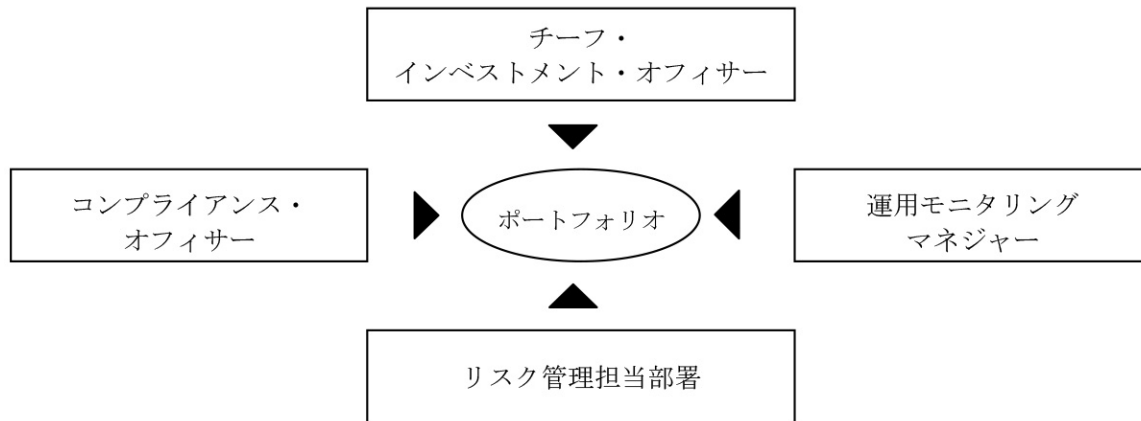


< 参考 > 各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：シティ世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)
- 新興国債：JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド (円換算ベース)

- 東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利および東証株価指数 (TOPIX) の商標または標準に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。なお、当ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株式会社東京証券取引所は、当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、その著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- シティ世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。
- JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイドに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、J.P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(2) 運用リスクに対する管理体制



運用リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用モニタリングマネジャー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に関催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

- ・チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。
- ・運用モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサー、リスク管理担当部署にも報告されます。
- ・リスク管理担当部署は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況をチーフ・インベストメント・オフィサーや定期的に関催されるリスク管理委員会等へ報告しています。

その他、HSBCグループの監査部門による内部監査、外部監査法人による会計監査も行われております。

以上のとおり、社内外の牽制により、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法及び管理体制、運営全般についての精査が行われています。

運用リスクの管理については、HSBCグローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時手数料は、購入金額(購入価額に購入口数を乗じて得た額)に、3.78%(税抜3.50%)を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

当該費用を対価とする役務の内容は、投資者への商品内容の説明ならびに購入手続き等です。

お申込みには、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。

購入代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.4364%（税抜年1.33%）の率を乗じて得た金額を費用として計上します。

信託報酬の支払い

上記の信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うものとしします。

信託報酬の実質的な配分（税抜）は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.60%	年0.70%	年0.03%	年1.33%

当該費用を対価とする役務の内容は、次のとおりです。

（委託会社）ファンドの運用等の対価

（販売会社）分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

（受託会社）運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

投資先投資信託証券における信託報酬等

上記の信託報酬のほかに、マザーファンドが投資対象とする投資先投資信託証券において、マネジメントフィーまたは信託報酬がかかります。当該投資信託証券への投資比率を勘案した当ファンドへの負担は年0.60%程度*となり、当該投資信託証券において支払われます。

投資対象とする投資信託証券を含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年2.0364%（税抜年1.93%）程度*となります。

* 本書提出日現在のものであり、今後変更になることがあります。

（参考）

マザーファンドが主要投資対象とする投資対象ファンドのマネジメントフィー（国内投資信託の場合は信託報酬）は、以下のとおりです。

- ・ HSBC GIF アジア（除く日本）エクイティ クラスJ1C（年0.60%）
- ・ HSBC GIF アジア（除く日本）スモラー・カンパニーズ クラスJ1C（年0.60%）
- ・ HSBC GIF チャイニーズ エクイティ クラスJ1C（年0.60%）
- ・ HSBC GIF コリアン エクイティ クラスJ1C（年0.60%）
- ・ HSBC GIF シンガポール エクイティ クラスJ1C（年0.60%）
- ・ HSBC GIF タイ エクイティ クラスJ1C（年0.60%）
- ・ HSBC GIF ホンコン エクイティ クラスJ1C（年0.60%）
- ・ HSBC GIF ターキー エクイティ クラスJ1C（年0.60%）
- ・ HSBC インド株式ファンド（適格機関投資家専用）（税込年0.648%）

（注）HSBC GIFのファンドに関して、HSBC投信株式会社は、当該各ファンドの投資残高に応じてマネジメントフィーの一部を収受します。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

有価証券等の売買委託手数料

保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息

その他の諸費用

1) 投資信託振替制度に係る手数料および費用

2) 印刷業者等に支払う以下の費用

- ・ 有価証券届出書、有価証券報告書、臨時報告書の作成および提出に係る費用
- ・ 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- ・ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用

3) 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

4) その他、当ファンドの受益者に対してする公告に係る費用、投資信託約款の作成および届出、投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用など

委託会社は、前記 記載のその他の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受け取る際、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額を受け取るにあたり、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支払いを受けることもできます。その他の諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上され、毎年5月および11月に到来する計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等相当額とともに信託財産から支払います。

委託会社は、その他の諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年率0.20%を乗じて得た額をかかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支払いを受けるとします。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時その他の諸費用の年率を見直し、年率0.20%を上限としてこれを変更することができます。

なお、前記 ~ に記載する費用等は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

（参考）マザーファンドが投資対象とする投資先投資信託証券において支払われるその他の費用には次のものがあります。これらの費用は当該投資信託証券において支払われます。当該費用の上限額については、事後的に発生するものがあるため表記できません。

- ・ 組入有価証券の売買に係る手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法定書類に要する費用等

投資者が支払う手数料等の費用総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで購入する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、後記「収益分配金について」をご参照ください。)

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、平成49年12月31日まで20.315%(所得税*15.315%および地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)または申告分離課税を選択することもできます。
- 2) 換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費(購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。))を控除した利益)が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。)。その場合、平成49年12月31日まで20.315%(所得税*15.315%および地方税5%)の税率となります。
- 3) 換金時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告することにより、他の上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託など)の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得、譲渡所得等と損益通算することができます。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度(愛称:「NISA(ニーサ)」)、未成年者少額投資非課税制度(愛称:「ジュニアNISA(ニーサ)」)をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得・譲渡所得が一定期間非課税となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、平成49年12月31日まで15.315%(所得税*のみ)の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

* 所得税については、平成49年12月31日まで基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が附加されます。

（注）上記の内容は平成28年5月末現在のものであり、税法等が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は2016年5月末現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,460,203,805	100.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,298,114	0.09
合計(純資産総額)		1,458,905,691	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	H S B C アジア・プラス マザーファンド	1,581,333,989	0.8745	1,382,876,574	0.9234	1,460,203,805	100.09

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.09
合計	100.09

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2016年5月末および同日前1年以内における各月末ならびに特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末 (2007年11月12日)	36,982	38,038	1.0502	1.0802
第2特定期間末 (2008年 5月12日)	18,919	19,030	0.8480	0.8530
第3特定期間末 (2008年11月10日)	7,209	7,291	0.4414	0.4464
第4特定期間末 (2009年 5月11日)	7,607	7,607	0.5391	0.5391
第5特定期間末 (2009年11月10日)	8,221	8,221	0.6222	0.6222
第6特定期間末 (2010年 5月10日)	7,756	7,756	0.6261	0.6261
第7特定期間末 (2010年11月10日)	6,467	6,467	0.6984	0.6984
第8特定期間末 (2011年 5月10日)	5,235	5,235	0.6849	0.6849
第9特定期間末 (2011年11月10日)	3,403	3,403	0.5484	0.5484

第10特定期間末	(2012年 5月10日)	2,860	2,860	0.5451	0.5451
第11特定期間末	(2012年11月12日)	2,497	2,497	0.5611	0.5611
第12特定期間末	(2013年 5月10日)	2,964	2,964	0.7639	0.7639
第13特定期間末	(2013年11月11日)	2,421	2,421	0.7097	0.7097
第14特定期間末	(2014年 5月12日)	2,224	2,224	0.7357	0.7357
第15特定期間末	(2014年11月10日)	2,340	2,340	0.8656	0.8656
第16特定期間末	(2015年 5月11日)	2,423	2,435	0.9983	1.0033
第17特定期間末	(2015年11月10日)	1,834	1,834	0.8747	0.8747
第18特定期間末	(2016年 5月10日)	1,391	1,391	0.7064	0.7064
	2015年 5月末日	2,426		1.0231	
	6月末日	2,182		0.9521	
	7月末日	1,993		0.9015	
	8月末日	1,762		0.8095	
	9月末日	1,691		0.7823	
	10月末日	1,833		0.8583	
	11月末日	1,763		0.8541	
	12月末日	1,688		0.8248	
	2016年 1月末日	1,481		0.7310	
	2月末日	1,412		0.7001	
	3月末日	1,538		0.7688	
	4月末日	1,485		0.7534	
	5月末日	1,458		0.7451	

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2007年 5月31日～2007年11月12日	0.0400
第2特定期間	2007年11月13日～2008年 5月12日	0.0050
第3特定期間	2008年 5月13日～2008年11月10日	0.0100
第4特定期間	2008年11月11日～2009年 5月11日	0.0050
第5特定期間	2009年 5月12日～2009年11月10日	0.0000
第6特定期間	2009年11月11日～2010年 5月10日	0.0000
第7特定期間	2010年 5月11日～2010年11月10日	0.0000
第8特定期間	2010年11月11日～2011年 5月10日	0.0000
第9特定期間	2011年 5月11日～2011年11月10日	0.0000
第10特定期間	2011年11月11日～2012年 5月10日	0.0000
第11特定期間	2012年 5月11日～2012年11月12日	0.0000
第12特定期間	2012年11月13日～2013年 5月10日	0.0000
第13特定期間	2013年 5月11日～2013年11月11日	0.0000
第14特定期間	2013年11月12日～2014年 5月12日	0.0000

第15特定期間	2014年 5月13日～2014年11月10日	0.0000
第16特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	0.0050
第17特定期間	2015年 5月12日～2015年11月10日	0.0000
第18特定期間	2015年11月11日～2016年 5月10日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	2007年 5月31日～2007年11月12日	9.0
第2特定期間	2007年11月13日～2008年 5月12日	18.8
第3特定期間	2008年 5月13日～2008年11月10日	46.8
第4特定期間	2008年11月11日～2009年 5月11日	23.3
第5特定期間	2009年 5月12日～2009年11月10日	15.4
第6特定期間	2009年11月11日～2010年 5月10日	0.6
第7特定期間	2010年 5月11日～2010年11月10日	11.5
第8特定期間	2010年11月11日～2011年 5月10日	1.9
第9特定期間	2011年 5月11日～2011年11月10日	19.9
第10特定期間	2011年11月11日～2012年 5月10日	0.6
第11特定期間	2012年 5月11日～2012年11月12日	2.9
第12特定期間	2012年11月13日～2013年 5月10日	36.1
第13特定期間	2013年 5月11日～2013年11月11日	7.1
第14特定期間	2013年11月12日～2014年 5月12日	3.7
第15特定期間	2014年 5月13日～2014年11月10日	17.7
第16特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	15.9
第17特定期間	2015年 5月12日～2015年11月10日	12.4
第18特定期間	2015年11月11日～2016年 5月10日	19.2

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	2007年 5月31日～2007年11月12日	38,525,768,525	3,311,010,175	35,214,758,350
第2特定期間	2007年11月13日～2008年 5月12日	2,609,798,950	15,515,073,739	22,309,483,561
第3特定期間	2008年 5月13日～2008年11月10日	937,067,815	6,913,499,714	16,333,051,662
第4特定期間	2008年11月11日～2009年 5月11日	270,381,597	2,492,282,234	14,111,151,025
第5特定期間	2009年 5月12日～2009年11月10日	863,432,752	1,760,111,628	13,214,472,149
第6特定期間	2009年11月11日～2010年 5月10日	2,964,440,402	3,790,726,829	12,388,185,722
第7特定期間	2010年 5月11日～2010年11月10日	407,519,607	3,535,520,347	9,260,184,982
第8特定期間	2010年11月11日～2011年 5月10日	177,646,823	1,793,657,223	7,644,174,582
第9特定期間	2011年 5月11日～2011年11月10日	40,114,560	1,476,934,074	6,207,355,068
第10特定期間	2011年11月11日～2012年 5月10日	22,197,462	981,911,880	5,247,640,650

第11特定期間	2012年 5月11日～2012年11月12日	6,029,812	801,880,801	4,451,789,661
第12特定期間	2012年11月13日～2013年 5月10日	17,554,768	588,756,810	3,880,587,619
第13特定期間	2013年 5月11日～2013年11月11日	7,547,826	475,468,801	3,412,666,644
第14特定期間	2013年11月12日～2014年 5月12日	4,663,021	393,525,144	3,023,804,521
第15特定期間	2014年 5月13日～2014年11月10日	12,000,525	332,164,076	2,703,640,970
第16特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	60,041,373	336,364,526	2,427,317,817
第17特定期間	2015年 5月12日～2015年11月10日	2,805,962	332,828,827	2,097,294,952
第18特定期間	2015年11月11日～2016年 5月10日	1,349,303	128,584,937	1,970,059,318

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)HSBC アジア・プラス マザーファンド

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	132,387,500	3.48
投資証券	アメリカ	164,405,314	4.32
	ルクセンブルク	3,463,151,775	90.91
	小計	3,627,557,089	95.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		49,449,512	1.30
合計(純資産総額)		3,809,394,101	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	HGIF ASIA EQUITY(EX JAPAN)CLASS-J1C	2,416,904.468	1,120.49	2,708,126,954	1,162.76	2,810,285,010	73.77
2	ルクセンブルク	投資証券	HGIF HONGKONG EQUITY CLASS-J1C	453,097.936	888.62	402,636,147	909.81	412,237,084	10.82
3	ルクセンブルク	投資証券	HGIF KOREAN EQUITY CLASS-J1C	119,254.16	1,478.38	176,303,732	1,466.95	174,941,036	4.59
4	日本	投資信託受益証券	HSBCインド株式ファンド(適格機関投資家専用)	175,000,000	0.7233	126,577,500	0.7565	132,387,500	3.48
5	アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI TAIWAN ETF	81,500	1,385.64	112,929,709	1,473.28	120,072,581	3.15
6	ルクセンブルク	投資証券	HGIF SINGAPORE EQUITY CLASS-J1C	14,282.6	3,651.03	52,146,277	3,647.26	52,092,404	1.37
7	アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI INDONESIA ETF	17,800	2,461.75	43,819,303	2,490.60	44,332,733	1.16
8	アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI MALAYSIA ETF	14,000	891.95	12,487,407	894.17	12,518,470	0.33
9	ルクセンブルク	投資証券	HGIF THAI EQUITY CLASS-J1C	422.865	1,988.70	840,955	2,028.86	857,938	0.02
10	ルクセンブルク	投資証券	HGIF CHINESE EQUITY CLASS-J1C	23.7	8,975.44	212,718	9,275.65	219,833	0.01

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	3.48
投資証券	95.23
合計	98.70

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）運用実績

(2016年5月末現在) 基準価額：7,451円／純資産総額：14億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

① 基準価額・純資産総額の推移



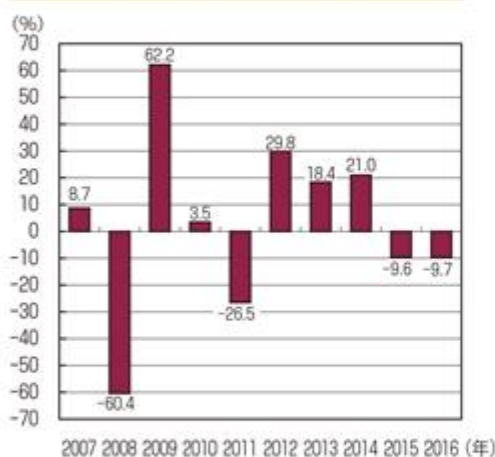
注：基準価額(1万口当たり)は信託報酬控除後のものです。分配金再投資基準価額(1万口当たり)は税引前分配金を再投資したものです。

② 分配の推移

決算期	分配金
第36期(2016年5月)	0円
第35期(2016年2月)	0円
第34期(2015年11月)	0円
第33期(2015年8月)	0円
第32期(2015年5月)	50円
直近1年間累計	0円
設定来累計	650円

注：分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

④ 年間収益率の推移



- ・当ファンドはベンチマークを設けていません。
- ・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。
- ・2007年は、設定日(5月31日)から年末までの騰落率です。
- ・2016年は、年初から5月末までの騰落率です。

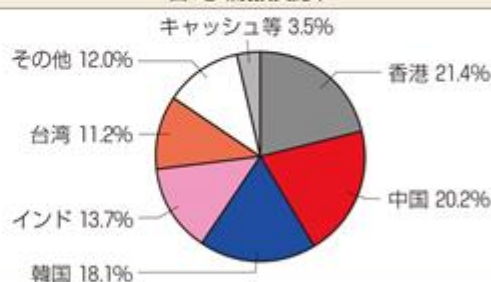
※ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

③ 主要な資産の状況

(マザーファンドのデータを表示しています。)

順位	国/地域	種類	ファンド名	比率
1	ルクセンブルク	投資証券	HGIF ASIA EQUITY(EX JAPAN) CLASS-J1C	73.8%
2	ルクセンブルク	投資証券	HGIF HONGKONG EQUITY CLASS-J1C	10.8%
3	ルクセンブルク	投資証券	HGIF KOREAN EQUITY CLASS-J1C	4.6%
4	日本	投資信託受益証券	H S B Cインド株式ファンド(適格機関投資家専用)	3.5%
5	米国	投資証券	ISHARES MSCI TAIWAN ETF	3.2%
6	ルクセンブルク	投資証券	HGIF SINGAPORE EQUITY CLASS-J1C	1.4%
7	米国	投資証券	ISHARES MSCI INDONESIA ETF	1.2%
8	米国	投資証券	ISHARES MSCI MALAYSIA ETF	0.3%
9	ルクセンブルク	投資証券	HGIF THAI EQUITY CLASS-J1C	0.0%
10	ルクセンブルク	投資証券	HGIF CHINESE EQUITY CLASS-J1C	0.0%
組入ファンド数				10

国・地域別投資比率



- ・上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率であり、実質的な投資対象国・地域です。
- ・表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率は100.09%です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）購入申込

購入申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

（2）取扱いコース

お申込みには、分配金の受取方法により2つのコース*があります。

「一般コース」 収益分配時に分配金を受け取るコース

「自動けいぞく投資コース」 分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース

*取扱いコースの有無は販売会社によって異なります。また、コースの名称については、販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する異なる名称を使用することがあります。

（3）購入単位

販売会社によって異なります。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の購入単位は、1口単位となります。

（4）購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する場合は、計算期間終了日の基準価額となります。

（5）購入時手数料

購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.78%（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

（6）購入申込受付不可日

購入申込日が香港、台湾の証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合には、購入申込の受付は行いません。

（7）その他留意事項

購入申込の受付中止・取消

購入申込者の購入申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。また、委託会社は、投資対象国の株式市場等の流動性等を勘案し、購入申込の受付を制限することができます。

*やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

受益権の振替

購入申込者は、販売会社に購入申込と同時にまたはあらかじめ、当該購入申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

（1）換金申込

受益者は、自己に帰属する受益権につき、購入申込を行った販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行の請求（換金申込）を行うことにより換金することができます。

換金申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時(「申込締切時間」といいます。)までに行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(2) 換金単位

販売会社によって異なります。

(3) 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

(4) 換金手数料・信託財産留保額

ありません。

(5) 支払開始日

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目以降に販売会社の本支店、営業所等において支払います。

(6) 換金申込受付不可日

換金申込日が香港、台湾の証券取引所の休場日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合には、換金申込の受付は行いません。

(7) その他留意事項

換金申込の受付中止・取消

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。

なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受け付けたものとして、前記「(3)換金価額」に準じて計算された価額とします。

* やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

振替受益権の抹消

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の計算にあたり、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主たる投資対象の評価方法>

マザーファンド受益証券 原則として、計算日の基準価額で評価します。

< マザーファンドの主たる投資対象の評価方法 >

投資信託証券 原則として、計算日に知りうる直近の日の時価で評価します。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。基準価額に関しては、販売会社または次の<照会先>へお問い合わせください。また、基準価額(1万口当たり)は計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「分配アジブラ」の略称で掲載されます。

< 照会先 >

HSBC投信株式会社

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.com/jp

電話番号：03-3548-5690(受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時)

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、無期限とします。

ただし、後記「(5)その他 信託の終了」の(a)、(g)、(h)および(j)に該当した場合には、信託を終了することができます。

(4) 【計算期間】

原則として毎年2月11日から5月10日、5月11日から8月10日、8月11日から11月10日、11月11日から翌年2月10日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託の終了

- (a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権の口数が10億口を下回る事となった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月(以下「1ヶ月」を意味します。)を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託契約の解約をしません。
- (e) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 前記(c)から(e)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- (g) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (h) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (i) 前記(h)にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「投資信託約款の変更」の(d)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
- (j) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「投資信託約款の変更」にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の投資信託約款の変更を行いません。
- (e) 委託会社は、この投資信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(e)までの事項にしたがいます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(www.assetmanagement.hsbc.com/jp)に掲載します。

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。)は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

運用報告書

委託会社は、毎年5月および11月に到来する当ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成します。

- (a) 交付運用報告書は、知られたる受益者に対して販売会社を通じて交付されます。
- (b) 運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ(www.assetmanagement.hsbc.com/jp)に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、販売会社を通じて交付されます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その購入口数に応じて、購入申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、投資信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

収益分配金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。ただし、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求（換金申込）を、販売会社を通じて委託会社に請求することができます。換金代金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。

反対者の買取請求権

委託会社が信託契約の解約または重大な約款の変更を行う場合において、受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。この場合、異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18特定期間(平成27年11月11日から平成28年5月10日まで)の財務諸表について、P w C あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

H S B C アジア・プラス（3ヶ月決算型）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第17特定期間末 平成27年11月10日現在	第18特定期間末 平成28年 5月10日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,841,890,439	1,397,563,336
未収入金	18,487,184	1,219,313
流動資産合計	1,860,377,623	1,398,782,649
資産合計	1,860,377,623	1,398,782,649
負債の部		
流動負債		
未払解約金	18,487,184	1,219,313
未払受託者報酬	146,309	116,453
未払委託者報酬	6,339,887	5,046,219
その他未払費用	1,005,037	770,580
流動負債合計	25,978,417	7,152,565
負債合計	25,978,417	7,152,565
純資産の部		
元本等		
元本	2,097,294,952	1,970,059,318
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	262,895,746	578,429,234
（分配準備積立金）	235,143,228	220,730,381
元本等合計	1,834,399,206	1,391,630,084
純資産合計	1,834,399,206	1,391,630,084
負債純資産合計	1,860,377,623	1,398,782,649

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17特定期間		第18特定期間	
	自 平成27年 5月12日	至 平成27年11月10日	自 平成27年11月11日	至 平成28年 5月10日
営業収益				
有価証券売買等損益	263,892,609		331,161,769	
その他収益	1,505		-	
営業収益合計	263,891,104		331,161,769	
営業費用				
受託者報酬	325,657		249,688	
委託者報酬	14,111,620		10,819,750	
その他費用	1,005,037		770,580	
営業費用合計	15,442,314		11,840,018	
営業利益又は営業損失（ ）	279,333,418		343,001,787	
経常利益又は経常損失（ ）	279,333,418		343,001,787	
当期純利益又は当期純損失（ ）	279,333,418		343,001,787	
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	10,250,830		2,055,477	
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,219,673		262,895,746	
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,514,314		25,748,037	
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,514,314		25,748,037	
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-		-	
剰余金減少額又は欠損金増加額	107,799		335,215	
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-		-	
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	107,799		335,215	
分配金	-		-	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	262,895,746		578,429,234	

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

第17特定期間末 平成27年11月10日現在	第18特定期間末 平成28年 5月10日現在
1. 受益権の総数 2,097,294,952口	1. 受益権の総数 1,970,059,318口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 262,895,746円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 578,429,234円
3. 1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8747円 (10,000口当たり純資産額) (8,747円)	3. 1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7064円 (10,000口当たり純資産額) (7,064円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17特定期間 自 平成27年 5月12日 至 平成27年11月10日	第18特定期間 自 平成27年11月11日 至 平成28年 5月10日
分配金の計算過程 平成27年 5月12日 平成27年 8月10日	分配金の計算過程 平成27年11月11日 平成28年 2月10日
A 費用控除後の配当等収益額 0円	A 費用控除後の配当等収益額 0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 13,268,644円	C 収益調整金額 12,321,471円
D 分配準備積立金額 246,871,987円	D 分配準備積立金額 227,052,525円
E 当ファンドの分配対象収益額 260,140,631円	E 当ファンドの分配対象収益額 239,373,996円
F 当ファンドの期末残存口数 2,201,457,442口	F 当ファンドの期末残存口数 2,025,715,829口
G 10,000口当たり収益分配対象額 1,181円	G 10,000口当たり収益分配対象額 1,181円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 0円	I 収益分配金金額 0円
平成27年 8月11日 平成27年11月10日	平成28年 2月11日 平成28年 5月10日
A 費用控除後の配当等収益額 0円	A 費用控除後の配当等収益額 0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 12,688,780円	C 収益調整金額 12,066,693円
D 分配準備積立金額 235,143,228円	D 分配準備積立金額 220,730,381円
E 当ファンドの分配対象収益額 247,832,008円	E 当ファンドの分配対象収益額 232,797,074円
F 当ファンドの期末残存口数 2,097,294,952口	F 当ファンドの期末残存口数 1,970,059,318口
G 10,000口当たり収益分配対象額 1,181円	G 10,000口当たり収益分配対象額 1,181円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 0円	I 収益分配金金額 0円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第17特定期間	第18特定期間
		自 平成27年 5月12日 至 平成27年11月10日	自 平成27年11月11日 至 平成28年 5月10日

<p>金融商品に対する取組方針</p> <p>金融商品の内容及びリスク</p>	<p>当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、金銭債権及び金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>
<p>金融商品に係るリスクの管理体制</p>	<p>運用リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用モニタリングマネジャー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に関催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われております。</p> <p>チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。</p> <p>コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。</p> <p>運用モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサー、リスク管理担当部署にも報告されます。</p> <p>リスク管理担当部署は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況をチーフ・インベストメント・オフィサーや定期的に関催されるリスク管理委員会等へ報告しています。</p>	<p>同左</p>
<p>金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第17特定期間末 平成27年11月10日現在	第18特定期間末 平成28年 5月10日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。	同左
時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	同左

	金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
--	--	----

（有価証券に関する注記）

第17特定期間末（平成27年11月10日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	50,934,407
合計	50,934,407

第18特定期間末（平成28年5月10日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	10,865,875
合計	10,865,875

（デリバティブ取引に関する注記）

第17特定期間末（平成27年11月10日現在）

該当事項はありません。

第18特定期間末（平成28年5月10日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第17特定期間（自 平成27年5月12日 至 平成27年11月10日）

該当事項はありません。

第18特定期間（自 平成27年11月11日 至 平成28年5月10日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

（単位：円）

第17特定期間末 平成27年11月10日現在		第18特定期間末 平成28年 5月10日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	2,427,317,817円	期首元本額	2,097,294,952円
期中追加設定元本額	2,805,962円	期中追加設定元本額	1,349,303円
期中一部解約元本額	332,828,827円	期中一部解約元本額	128,584,937円

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	H S B C アジア・プラス マザーファンド	1,597,945,731	1,397,563,336	
合計		1,597,945,731	1,397,563,336	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「HSBC アジア・プラス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「HSBC アジア・プラス マザーファンド」の状況

以下の記載した情報は監査対象外です。

貸借対照表

（単位：円）

	平成27年11月10日現在	平成28年 5月10日現在
資産の部		
流動資産		
預金	-	287
コール・ローン	91,113,039	91,170,229
投資信託受益証券	168,172,200	126,577,500
投資証券	4,397,933,811	3,431,074,234
未収入金	88,926,200	-
未収利息	24	-
流動資産合計	4,746,145,274	3,648,822,250
資産合計	4,746,145,274	3,648,822,250
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	16,647	-
未払解約金	26,128,069	3,505,117
未払利息	-	262
その他未払費用	-	368
流動負債合計	26,144,716	3,505,747
負債合計	26,144,716	3,505,747
純資産の部		
元本等		
元本	4,394,811,403	4,167,932,876
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	325,189,155	522,616,373
元本等合計	4,720,000,558	3,645,316,503
純資産合計	4,720,000,558	3,645,316,503
負債純資産合計	4,746,145,274	3,648,822,250

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券および投資証券（以下「有価証券」という） 移動平均法に基づき、当該有価証券の基準価額に基づいて時価評価しております。ただし、上場投資信託は外国金融商品市場における開示対象ファンドの特定期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの特定期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

平成27年 11月10日現在		平成28年 5月10日現在	
1. 受益権の総数	4,394,811,403口	1. 受益権の総数	4,167,932,876口
2. 1単位当たりの純資産の額		2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
1口当たり純資産額	1.0740円	元本の欠損	522,616,373円
(10,000口当たり純資産額)	(10,740円)	3. 1単位当たりの純資産の額	
		1口当たり純資産額	0.8746円
		(10,000口当たり純資産額)	(8,746円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	自 平成27年 5月12日 至 平成27年11月10日	自 平成27年11月11日 至 平成28年 5月10日
金融商品に対する取組方針		当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。	同左
金融商品の内容及びリスク		当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による価格変動リスクを有しております。なお、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため、限定的と考えられます。	同左

金融商品に係るリスクの管理体制	<p>運用リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用モニタリングマネジャー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。</p> <p>チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。</p> <p>コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。</p> <p>運用モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサー、リスク管理担当部署にも報告されます。</p> <p>リスク管理担当部署は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況をチーフ・インベストメント・オフィサーや定期的開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。</p>	同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 平成27年 11月10日現在	平成28年 5月10日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。	同左
時価の算定方法	<p>有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。</p>	<p>同左</p> <p>派生商品評価勘定 該当事項は有りませぬ。</p>

	金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
--	--	----

（有価証券に関する注記）
（平成27年 11月10日現在）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	9,001,503
投資証券	732,938,176
合計	741,939,679

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

（平成28年 5月10日現在）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	30,192,580
投資証券	878,810,076
合計	909,002,656

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

（デリバティブ取引に関する注記）
（通貨関連）
（平成27年11月10日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	時価		評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	38,677,824	-	38,694,471	16,647
	米ドル	38,677,824	-	38,694,471	16,647
合計		38,677,824	-	38,694,471	16,647

時価の算定方法

為替予約取引

(1)本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2)同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(平成28年 5月10日現在)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
(自 平成27年 5月12日 至 平成27年 11月10日)
該当事項はありません。

(自 平成27年 11月11日 至 平成28年 5月10日)
該当事項はありません。

(その他の注記)
元本の移動

(単位：円)

平成27年 11月10日現在		平成28年 5月10日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成27年 5月12日	期首	平成27年11月11日
期首元本額	5,075,821,248円	期首元本額	4,394,811,403円
期中追加設定元本額	95,366,604円	期中追加設定元本額	25,307,163円
期中一部解約元本額	776,376,449円	期中一部解約元本額	252,185,690円
期末元本額	4,394,811,403円	期末元本額	4,167,932,876円
元本の内訳		元本の内訳	
H S B C アジア・プラス	2,679,829,616円	H S B C アジア・プラス	2,569,987,145円
H S B C アジア・プラス(3ヶ月決算型)	1,714,981,787円	H S B C アジア・プラス(3ヶ月決算型)	1,597,945,731円

(注) は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資信託受益証券	H S B C インド株式ファンド (適格機関投資家専用)	175,000,000	126,577,500	
日本円小計			175,000,000	126,577,500	

米ドル	投資証券	HGIF ASIA EQUITY(EX JAPAN)CLASS-J1C	2,407,904.468	24,329,466.74	
		HGIF CHINESE EQUITY CLASS-J1C	23.700	1,917.42	
		HGIF HONGKONG EQUITY CLASS-J1C	463,097.936	3,710,803.76	
		HGIF KOREAN EQUITY CLASS-J1C	119,254.160	1,589,180.93	
		HGIF SINGAPORE EQUITY CLASS-J1C	14,282.600	470,040.36	
		HGIF THAI EQUITY CLASS-J1C	422.865	7,580.27	
		ISHARES MSCI INDONESIA ETF	17,800.000	394,982.00	
		ISHARES MSCI MALAYSIA ETF	14,000.000	112,560.00	
		ISHARES MSCI TAIWAN ETF	81,500.000	1,017,935.00	
米ドル小計			3,118,285.729	31,634,466.48 (3,431,074,234)	
合計				3,557,651,734 (3,431,074,234)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)です。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書です。

(注3)券面総額の数値は口数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 9銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「HSBC アジア・プラス マザーファンド」は「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド アジア(除く日本)エクイティ クラスJ1C」、「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド チャイニーズ エクイティ クラスJ1C」、「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド ホンコン エクイティ クラスJ1C」、「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド コリアン エクイティ クラスJ1C」、「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド シンガポール エクイティ クラスJ1C」、「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド タイ エクイティ クラスJ1C」、「HSBC インド株式 ファンド(適格機関投資家専用)」及び上場投資信託を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部にそれぞれ投資証券及び投資信託受益証券として計上しております。

これらの証券のうち、上場投資信託を除く主要投資対象の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

1. 「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド アジア(除く日本)エクイティ クラスJ1C」の状況

当ファンドは米ドル建てルクセンブルグ籍の証券投資法人であり、平成27年3月31日に会計年度を終了し、添付財務諸表はルクセンブルグの諸法規に準拠して作成され、独立の監査人により財務書類の監査を受けております。当該投資証券の「純資産計算書」、「附属明細表」および「財務諸表に対する注記」は、HSBC インベストメント・ファンズ(ルクセンブルグ)エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。なお、以下の内容は、HSBC グローバル・インベストメント・ファンド アジア(除く日本)エクイティの全てのクラスを合算しております。

また、開示対象ファンドの決算日におけるクラスJ1Cの一口当たり情報につきましては、(3)に記載しております。

（１）純資産計算書

科目	対象年月日	（平成27年3月31日現在）
	金額（米ドル）	
資産		
有価証券		301,954,476
投資にかかる未実現利益		46,784,863
銀行預金		11,542,692
有価証券売却にかかる未収入金		1,090,955
その他未収入金		1,162,430
その他流動資産		1,671,679
資産合計		364,207,095
負債		
先渡外国為替契約		747,867
当座借越		16,664
有価証券購入にかかる未払金		730,671
その他未払金		1,454,639
その他流動負債		817,710
負債合計		3,767,551
純資産額		360,439,544
平成27年3月31日現在の口数（クラスJ 1 C）		3,070,904.468
一口当たり純資産額（クラスJ 1 C）		12.30

（２）附属明細表

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券
株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 （米ドル）	投資比率(%)
----	------	-----	----	----	----------------	---------

株式	中国	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS	416,000	香港ドル	2,567,454	0.71
		BEIJING JINGNENG CLEAN ENERGY "H"	7,978,000	香港ドル	3,375,167	0.94
		CHINA CONSTRUCTION BANK "H"	13,281,810	香港ドル	11,032,414	3.06
		CHINA LIFE INSURANCE "H"	2,214,000	香港ドル	9,694,933	2.69
		CHINA RESOURCES LAND	672,000	香港ドル	1,898,195	0.53
		FIH MOBILE	1,736,000	香港ドル	920,278	0.26
		GREENTOWN CHINA HOLDINGS	3,262,500	香港ドル	2,928,783	0.81
		ICBC "H"	13,954,235	香港ドル	10,295,074	2.86
		SANDS CHINA	1,120,000	香港ドル	4,637,143	1.29
		SHIMAO PROPERTY HOLDINGS	3,836,500	香港ドル	8,065,852	2.24
		TENCENT HOLDINGS (KYG875721634)	684,200	香港ドル	12,990,273	3.59
		XINYI GLASS	10,870,000	香港ドル	6,715,718	1.86
		ZHUZHOU CSR TIMES ELECTRIC	889,000	香港ドル	5,836,426	1.62
	小計			80,957,710	22.46	
	香港	AIA GROUP	1,178,800	香港ドル	7,419,717	2.06
		BOC HONG KONG HOLDINGS	2,917,000	香港ドル	10,403,009	2.89
		CHINA MOBILE	884,500	香港ドル	11,545,315	3.20
		CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	780,000	香港ドル	2,520,169	0.70
		CK HUTCHISON HOLDINGS	538,500	香港ドル	11,029,698	3.06
		CNOOC	6,299,000	香港ドル	8,904,501	2.47
		GUANGDONG INVESTMENT	3,268,000	香港ドル	4,282,557	1.19
	小計			56,104,966	15.57	
	インドネシア	BANK RAKYAT INDONESIA	6,669,700	インドネシアルピア	6,771,722	1.88
		UNITED TRACTOR TBK	1,554,700	インドネシアルピア	2,592,158	0.72
	小計			9,363,880	2.60	
	マレーシア	AIRASIA	5,867,900	マレーシアリンギ	3,770,920	1.05
		TENAGA NASIONAL	649,200	マレーシアリンギ	2,517,217	0.70
	小計			6,288,137	1.75	
	シンガポール	DBS GROUP	570,600	シンガポールドル	8,469,356	2.35
		小計			8,469,356	2.35
	韓国	BS FINANCIAL GROUP	519,510	韓国ウォン	7,117,538	1.97
		HYUNDAI MOTOR (KR7005380001)	66,159	韓国ウォン	10,048,034	2.79
KB FINANCIAL GROUP		83,686	韓国ウォン	2,964,406	0.82	
LG DISPLAY		52,009	韓国ウォン	1,467,287	0.41	
POSCO		23,341	韓国ウォン	5,143,877	1.43	
SAMSUNG ELECTRONICS		17,012	韓国ウォン	22,095,896	6.13	
SK HYNIX		273,299	韓国ウォン	11,220,667	3.11	
SK TELECOM		25,377	韓国ウォン	6,233,028	1.73	
小計			66,290,733	18.39		
台湾	HON HAI PRECISION INDUSTRIES	1,843,192	台湾ドル	5,395,858	1.50	
	MEGA FINANCIAL HOLDING	2,848,000	台湾ドル	2,361,956	0.66	
	NOVATEK MICROELECTRONICS	172,000	台湾ドル	890,508	0.25	
	QUANTA COMPUTER	2,503,000	台湾ドル	6,047,516	1.67	
	RADIANT OPTO- ELECTRONICS	1,241,466	台湾ドル	3,864,455	1.07	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	3,489,849	台湾ドル	16,227,965	4.50	
小計			34,788,258	9.65		
タイ	KASIKORNBANK	411,300	タイバーツ	2,907,160	0.81	
	PTT GLOBAL CHEMICAL (TH1074010014)	1,534,400	タイバーツ	2,463,811	0.68	
小計			5,370,971	1.49		
株式合計				267,634,011	74.26	

株式以外の有価証券

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率(%)
投資信託	香港	ISHARES FTSE A50 CHINA INDEX ETF	2,818,400	香港ドル	4,834,835	1.34
		小計			4,834,835	1.34
	米国	ISHARES MSCI ASIA EX JAPAN INDEX ETF	272,346	米ドル	17,451,932	4.84
		小計			17,451,932	4.84
投資信託合計					22,286,767	6.18

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率(%)
新株予約 権証券・ エクイ ティリン ク証券	インド	AXIS BANK 29/07/2024	999,163	米ドル	8,944,068	2.49
		AXIS BANK LEPO 25/01/2018	75,820	米ドル	678,706	0.19
		BANK OF INDIA 05/05/2016	128,482	米ドル	402,088	0.11
		BANK OF INDIA P. NOTE 16/02/2017	864,019	米ドル	2,703,973	0.75
		CAIRN INDIA LEPO 08/06/2017	165,791	米ドル	566,534	0.16
		CAIRN INDIA P. NOTE 11/05/2017	380,812	米ドル	1,301,296	0.36
		COAL INDIA 04/08/2016	663,644	米ドル	3,848,379	1.07
		INDIABULLS HOUSING FINANCE LEPO 12/12/2018	44,770	米ドル	399,116	0.11
		JAIPRAKASH ASSOCIATES 02/12/2024	2,717,362	米ドル	1,076,836	0.30
		JAIPRAKASH ASSOCIATES LEPO 19/06/2019	1,732,726	米ドル	686,645	0.19
		JINDAL STEEL AND POWER P. NOTE 06/02/2018	1,085,188	米ドル	2,718,982	0.75
		ONGC LEPO 12/11/2019	1,054,570	米ドル	5,162,373	1.43
		POWER GRID CORPORATION OF INDIA 12/10/2017	741,884	米ドル	1,721,898	0.48
		TATA MOTORS P. NOTE 16/02/2017	989,110	米ドル	8,696,028	2.41
		WIPRO LEPO 12/11/2019	331,880	米ドル	3,329,341	0.92
小 計					42,236,263	11.72
新株予約権証券・エクイティリンク証券合計					42,236,263	11.72

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率(%)
預託証書 (DR)	インド	HDFC BANK	47,329	米ドル	2,778,212	0.77
		小 計			2,778,212	0.77
	韓国	SK TELECOM	83,373	米ドル	2,270,247	0.63
		小 計			2,270,247	0.63
預託証書 (DR) 合計					5,048,459	1.40

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券 合計					337,205,500	93.56
----------------------------------	--	--	--	--	--------------------	--------------

外国金融商品市場以外で取引される譲渡可能有価証券
株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率(%)
株式	中国	SHENZHEN INTERNATIONAL HOLDINGS (BMG8086V1467)	2,561,500	香港ドル	3,865,517	1.07
		小 計			3,865,517	1.07
	韓国	CJ HOME SHOPPING	15,084	韓国ウォン	3,114,827	0.86
		小 計			3,114,827	0.86
	台湾	PHISON ELECTRONICS	323,000	台湾ドル	2,683,925	0.74
		小 計			2,683,925	0.74
株式 合計					9,664,269	2.67

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率(%)
新株予約 権証券・ エクイティ リンク 証券	インド	TATA MOTORS 08/06/2017	212,650	米ドル	1,869,570	0.52
		小 計			1,869,570	0.52
新株予約権証券・エクイティリンク証券 合計					1,869,570	0.52

外国金融商品市場以外で取引される譲渡可能有価証券 合計					11,533,839	3.19
------------------------------------	--	--	--	--	-------------------	-------------

その他譲渡可能有価証券
株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率(%)
株式	中国	CHINA METAL RECYCLING	201,200	香港ドル	-	0.00
		小 計			-	0.00
		株式 合計			-	0.00

その他譲渡可能有価証券 合計					-	0.00
----------------	--	--	--	--	---	------

先渡外国為替契約

当ファンドは平成27年3月31日現在、以下の先渡外国為替契約を保有しております。

買金額		決済日	売金額		未実現損益 (米ドル)
13,489,412	EUR	2015/3/31	15,234,923	USD	747,675
14,826,607	USD	2015/3/31	13,489,412	EUR	339,359
13,277,347	EUR	2015/4/30	14,605,961	USD	340,921
158,952	USD	2015/4/30	146,672	EUR	1,370
計(米ドル)					747,867

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルグにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

2) 有価証券の評価

公設の外国金融商品市場に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のディーラーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、取締役会が慎重かつ誠実な立場において、予想可能な売却価格をもとに決定しています。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

3) 為替換算

ファンドの通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、平成27年3月31日時点の為替レートで換算しております。

4) 手数料等

マネジメンフィー

マネジメンフィーは純資産額にシェアクラス(クラスJ1C年率0.6%)ごとに定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメンフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

事務手数料等

カスタディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、シェアクラスごとに固定のレート(クラスJ1C年率0.25%)を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一口当たり情報

平成28年5月10日現在の口数(クラスJ1C)	2,407,904.468
一口当たり純資産額(クラスJ1C)	USD 10.104

上記の一口当たり情報は、平成28年5月10日現在における当該証券投資信託の状況です。尚、口数は「HSBC アジア・プラス マザーファンド」が保有する口数です。

2. 「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド チャイニーズ エクイティ クラス」1Cの状況

当ファンドは米ドル建てルクセンブルグ籍の証券投資法人であり、平成27年3月31日に会計年度を終了し、添付財務諸表はルクセンブルグの諸法規に準拠して作成され、独立の監査人により財務書類の監査を受けております。当該投資証券の「純資産計算書」、「附属明細表」および「財務諸表に対する注記」は、HSBCインベストメント・ファンズ(ルクセンブルグ)エス・イーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。なお、以下の内容はHSBC グローバル・インベストメント・ファンド チャイニーズ エクイティの全てのクラスを合算しております。

また、開示対象ファンドの決算日におけるクラス1Cの一口当たり情報につきましては、(3)に記載しております。

(1) 純資産計算書

科目	対象年月日	(平成27年3月31日現在)
	金額(米ドル)	
資産		
有価証券		1,616,522,335
投資にかかる未実現利益		334,824,800
銀行預金		45,413,580
有価証券売却にかかる未収入金		32,909,276
その他未収入金		12,774,705
資産合計		2,042,444,696
負債		
当座借越		15,726
有価証券購入にかかる未払金		68,741,386
その他未払金		11,628,554
その他流動負債		2,880,223
負債合計		83,265,889
純資産額		1,959,178,807
平成27年3月31日現在の口数(クラス1C)		3,710.997
一口当たり純資産額(クラス1C)		102.60

(2) 附属明細表

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券
株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
----	------	-----	----	----	----------------	-------------

株式	中国	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS	1,625,500	香港ドル	10,032,203	0.51	
		AGRICULTURAL BANK OF CHINA "H"	103,474,000	香港ドル	51,249,529	2.62	
		AIR CHINA "H"	4,190,000	香港ドル	4,274,821	0.22	
		AVICHINA INDUSTRY & TECHNOLOGY "H"	11,596,000	香港ドル	8,330,879	0.43	
		BANK OF CHINA "H"	141,247,400	香港ドル	81,617,989	4.17	
		BANK OF COMMUNICATIONS "H"	30,468,000	香港ドル	26,133,225	1.33	
		BEIJING ENTERPRISES WATER GROUP	21,072,000	香港ドル	14,350,502	0.73	
		CGN MEIYA POWER HOLDINGS	33,188,000	香港ドル	9,717,048	0.50	
		CHINA CNR CORP	11,340,000	香港ドル	16,293,923	0.83	
		CHINA COMMUNICATIONS CONSTRUCTION "H"	32,859,000	香港ドル	46,281,177	2.36	
		CHINA CONSTRUCTION BANK "H"	211,347,480	香港ドル	175,553,849	8.95	
		CHINA GALAXY SECURITIES	3,384,500	香港ドル	3,872,091	0.20	
		CHINA LIFE INSURANCE "H"	18,490,000	香港ドル	80,966,265	4.13	
		CHINA MENGNIU DAIRY	4,858,000	香港ドル	25,815,595	1.32	
		CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP "H"	5,827,800	香港ドル	27,736,932	1.42	
		CHINA PETROLEUM & CHEMICAL "H"	63,669,000	香港ドル	50,668,799	2.59	
		CHINA RAILWAY CONSTRUCTION "H"	4,373,500	香港ドル	6,532,285	0.33	
		CHINA RESOURCES LAND	28,541,333	香港ドル	80,620,555	4.12	
		CHINA SINGES SOLAR TECHNOLOGIES	1,585,000	香港ドル	2,167,018	0.11	
		CHINA SOUTHERN AIRLINES "H"	16,852,000	香港ドル	11,846,099	0.60	
		CITIC SECURITIES "H"	2,353,500	香港ドル	8,727,291	0.45	
		ENN ENERGY HOLDINGS	1,296,000	香港ドル	7,948,459	0.41	
		GREAT WALL AUTOMOBILES "H"	5,310,500	香港ドル	37,535,602	1.92	
		HAIER ELECTRONICS GROUP	1,960,000	香港ドル	5,131,916	0.26	
		HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES GROUP	5,814,000	香港ドル	4,026,955	0.21	
		HAITONG SECURITIES	2,886,000	香港ドル	7,027,903	0.36	
		HUADIAN FUXIN ENERGY CORP "H"	30,846,000	香港ドル	15,118,540	0.77	
		HUANENG RENEWABLES CORP "H"	40,720,000	香港ドル	14,758,476	0.75	
		ICBC "H"	191,207,175	香港ドル	141,067,714	7.19	
		LONGFOR PROPERTIES	2,966,500	香港ドル	4,201,207	0.21	
		LUYE PHARMA GROUP	4,184,000	香港ドル	5,056,601	0.26	
		PETROCHINA "H"	39,410,000	香港ドル	43,613,520	2.23	
		PICC PROPERTY & CASUALTY "H"	7,228,000	香港ドル	14,282,503	0.73	
	PING AN INSURANCE "H"	8,208,500	香港ドル	98,674,999	5.04		
	SHANGHAI ELECTRIC GROUP "H"	6,278,000	香港ドル	4,145,899	0.21		
	SINOPEC SHANGHAI PETROCHEMICAL "H"	7,992,000	香港ドル	2,979,070	0.15		
	SINOPHARM GROUP "H"	8,602,000	香港ドル	35,115,638	1.79		
	TENCENT HOLDINGS (KYG875721634)	10,240,500	香港ドル	194,426,916	9.91		
	XINYI GLASS	25,312,000	香港ドル	15,638,295	0.80		
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY	9,747,000	香港ドル	5,204,736	0.27		
	ZHUZHOU CSR TIMES ELECTRIC	4,560,500	香港ドル	29,940,404	1.53		
	ZIJIN MINING GROUP "H"	13,430,000	香港ドル	4,261,265	0.22		
		小 計		1,432,944,693	73.14		
		英国	XINYI SOLAR HOLDINGS	15,806,000	香港ドル	4,913,223	0.25
			小 計		4,913,223	0.25	
	香港	CHINA EVERBRIGHT	9,896,000	香港ドル	25,783,298	1.32	
		CHINA MERCHANTS HOLDINGS	5,108,000	香港ドル	19,995,718	1.02	
		CHINA MOBILE	12,289,500	香港ドル	160,413,954	8.18	
		CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	14,594,000	香港ドル	47,153,017	2.41	
		CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	11,228,000	香港ドル	5,879,709	0.30	
		CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING	3,782,800	香港ドル	12,905,251	0.66	
		CHINA UNICOM	17,088,000	香港ドル	26,007,623	1.33	
		CNOOC	11,290,000	香港ドル	15,959,964	0.81	
		LENOVO GROUP	14,626,000	香港ドル	21,354,992	1.09	
		POLY PROPERTY GROUP	19,816,000	香港ドル	9,635,733	0.49	
	小 計		345,089,259	17.61			
	シンガポール	SIIC ENVIRONMENT HOLDINGS	43,224,000	シンガポールドル	5,419,937	0.28	
		小 計		5,419,937	0.28		
	株式 合計			1,788,367,112	91.28		

株式以外の有価証券

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
預託証 書(DR)	中国	ALIBABA GROUP HOLDING	207,470	米ドル	17,365,239	0.89
		小 計				17,365,239
預託証書(DR)合計					17,365,239	0.89

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券 合計

1,805,732,351

92.17

外国金融商品市場以外で取引される譲渡可能有価証券

株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	中国	SHENZHEN INTERNATIONAL HOLDINGS (BMG8086V1467)	10,304,250	香港ドル	15,549,974	0.79
		小 計				15,549,974
株式 合計					15,549,974	0.79

外国金融商品市場以外で取引される譲渡可能有価証券 合計

15,549,974

0.79

その他譲渡可能有価証券

株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	中国	CHONGQING CHANGAN AUTOMOBILE "B"	18,852,171	香港ドル	51,476,575	2.63
		小 計				51,476,575
株式 合計					51,476,575	2.63

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
新株予 約権証 券・エ クイテ ィリン ク証券	中国	CHINA VANKE "A" P. NOTE 08/10/2017	8,166,419	米ドル	18,204,418	0.93
		GREE ELECTRIC APPLIANCES P. NOTE 09/12/2017	1,902,500	米ドル	13,434,979	0.69
		INNER MONGOLIA YILI INDUSTRIES P. NOTE 22/10/2019	4,034,738	米ドル	20,077,381	1.02
		POLY REAL ESTATE GROUP P. NOTE 22/10/2019	14,486,273	米ドル	26,871,457	1.37
		小 計				78,588,235
新株予約権証券・エクイティリンク証券 合計					78,588,235	4.01

その他譲渡可能有価証券 合計

130,064,810

6.64

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルグにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

2) 有価証券の評価

公設の外国金融商品市場に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のディーラーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、取締役会が慎重かつ誠実な立場において、予想可能な売却価格をもとに決定しています。また、上場されてい

ないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

3) 為替換算

ファンドの通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、平成27年3月31日時点の為替レートで換算しております。

4) 手数料等

マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額にシェアクラス(クラスJ1C年率0.6%)ごとに定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、シェアクラスごとに固定のレート(クラスJ1C年率0.30%)を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一口当たり情報

平成28年5月10日現在の口数(クラスJ1C)		23.700
一口当たり純資産額(クラスJ1C)	USD	80.904

上記の一口当たり情報は、平成28年5月10日現在における当該証券投資信託の状況です。尚、口数は「HSBC アジア・プラス マザーファンド」が保有する口数です。

3. 「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド ホンコン エクイティ クラスJ1C」の状況

当ファンドは米ドル建てルクセンブルグ籍の証券投資法人であり、平成27年3月31日に会計年度を終了し、添付財務諸表はルクセンブルグの諸法規に準拠して作成され、独立の監査人により財務書類の監査を受けております。当該投資証券の「純資産計算書」、「附属明細表」および「財務諸表に対する注記」は、HSBC インベストメント・ファンズ(ルクセンブルグ)エス・イーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。なお、以下の内容はHSBC グローバル・インベストメント・ファンド ホンコン エクイティの全てのクラスを合算しております。

また、開示対象ファンドの決算日におけるクラスJ1Cの一口当たり情報につきましては、(3)に記載しております。

(1) 純資産計算書

科目	対象年月日	(平成27年3月31日現在)
		金額(米ドル)
資産		
有価証券		176,787,364
投資にかかる未実現利益		37,030,298
銀行預金		3,028,765
有価証券売却にかかる未収入金		4,138,768
その他未収入金		332,266
その他流動資産		580,940
資産合計		221,898,401
負債		
有価証券購入にかかる未払金		3,994,468

その他未払金	1,680,091
その他流動負債	208,322
負債合計	5,882,881
純資産額	216,015,520
平成27年3月31日現在の口数（クラスJ 1 C）	524,871.342
一口当たり純資産額（クラスJ 1 C）	9.53

（２）附属明細表

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券
株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 （米ドル）	投資比率 （%）
----	------	-----	----	----	----------------	-------------

株式	中国	AGRICULTURAL BANK OF CHINA "H"	4,121,000	香港ドル	2,041,086	0.94
		AIR CHINA "H"	508,000	香港ドル	518,284	0.24
		ASIARAY MEDIA GROUP	2,628,500	香港ドル	2,054,509	0.95
		BANK OF CHINA "H"	18,112,400	香港ドル	10,466,016	4.85
		BEIJING CAPITAL LAND	2,242,000	香港ドル	1,385,156	0.64
		BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	322,000	香港ドル	620,489	0.29
		CGN MEIYA POWER HOLDINGS	3,726,000	香港ドル	1,090,928	0.51
		CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE	85,000	香港ドル	730,712	0.34
		CHINA COMMUNICATIONS CONSTRUCTION "H"	2,502,000	香港ドル	3,524,012	1.63
		CHINA CONSTRUCTION BANK "H"	11,147,680	香港ドル	9,259,718	4.29
		CHINA LIFE INSURANCE "H"	1,079,000	香港ドル	4,724,857	2.19
		CHINA MERCHANTS BANK "H"	327,500	香港ドル	800,053	0.37
		CHINA NATIONAL BUILDINGS "H"	1,090,000	香港ドル	1,085,354	0.50
		CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP "H"	976,600	香港ドル	4,648,047	2.15
		CHINA PETROLEUM & CHEMICAL "H"	3,168,000	香港ドル	2,521,145	1.17
		CHINA RAILWAY CONSTRUCTION "H"	1,637,500	香港ドル	2,445,779	1.13
		CHINA RESOURCES LAND	1,470,000	香港ドル	4,152,301	1.92
		CHINA VANKE	581,300	香港ドル	1,379,576	0.64
		CHOW SANG HOLDINGS	190,000	香港ドル	411,709	0.19
		DATANG INTERNATIONAL POWER GENERATION "H"	3,740,000	香港ドル	1,915,091	0.89
		DONG FENG MOTOR "H"	1,160,000	香港ドル	1,861,255	0.86
		FIH MOBILE	1,938,000	香港ドル	1,027,361	0.48
		FRANSHION PROPERTIES CHINA	4,920,000	香港ドル	1,491,284	0.69
		HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES GROUP	3,372,000	香港ドル	2,335,551	1.08
		HAITONG SECURITIES	210,800	香港ドル	513,334	0.24
		HENGAN INTERNATIONAL GROUP	110,500	香港ドル	1,326,904	0.61
		HONG KONG LAND HOLDINGS	249,000	米ドル	1,879,950	0.87
		HUADIAN FUXIN ENERGY CORP "H"	2,176,000	香港ドル	1,066,522	0.49
		ICBC "H"	16,471,015	香港ドル	12,151,888	5.63
		PETROCHINA "H"	3,172,000	香港ドル	3,510,329	1.63
		PICC PROPERTY & CASUALTY "H"	522,000	香港ドル	1,031,470	0.48
		PING AN INSURANCE "H"	365,500	香港ドル	4,393,703	2.03
		SANDS CHINA	353,200	香港ドル	1,462,356	0.68
		SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTICAL GROUP	319,000	香港ドル	1,063,601	0.49
		SHIMAO PROPERTY HOLDINGS	289,000	香港ドル	607,593	0.28
SINOPHARM GROUP "H"	438,000	香港ドル	1,788,032	0.83		
SINOTRANS	1,950,000	香港ドル	1,119,237	0.52		
TENCENT HOLDINGS (KYG875721634)	758,100	香港ドル	14,393,344	6.65		
ZHAOJIN MINING INDUSTRY	270,000	香港ドル	144,176	0.07		
ZIJIN MINING GROUP "H"	1,384,000	香港ドル	439,136	0.20		
	小 計			109,381,848	50.64	
株式	英国	HSBC HOLDINGS	1,744,413	香港ドル	14,996,050	6.94
		XINYI SOLAR HOLDINGS	4,100,000	香港ドル	1,274,466	0.59
		小 計			16,270,516	7.53
株式	香港	AIA GROUP	1,717,400	香港ドル	10,809,826	4.99
		BOC HONG KONG HOLDINGS	635,500	香港ドル	2,266,408	1.05
		CHINA EVERBRIGHT	1,114,000	香港ドル	2,902,445	1.34
		CHINA MERCHANTS HOLDINGS	148,000	香港ドル	579,359	0.27
		CHINA MOBILE	529,000	香港ドル	6,904,999	3.20
		CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	1,692,000	香港ドル	5,466,829	2.53
		CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	6,634,000	香港ドル	3,473,993	1.61
		CHINA RESOURCES POWER	150,000	香港ドル	376,497	0.17
		CHINA TRAVEL INTERNATIONAL	1,524,000	香港ドル	495,351	0.23
		CITIC TELECOM INTERNATIONAL	2,442,000	香港ドル	878,774	0.41
		CK HUTCHISON HOLDINGS	187,000	香港ドル	3,830,183	1.77
		CNOOC	2,891,000	香港ドル	4,086,825	1.89
		COSCO PACIFIC	1,413,086	香港ドル	1,851,781	0.86
		GALAXY ENTERTAINMENT GROUP	255,000	香港ドル	1,161,027	0.54
		HK EXCHANGES & CLEARING	157,600	香港ドル	3,862,222	1.79

	HUTCHISON WHAMPOA	495,261	香港ドル	6,873,435	3.18
	KERRY PROPERTIES	394,000	香港ドル	1,369,564	0.63
	MTR CORP	211,000	香港ドル	1,004,237	0.46
	NEW WORLD DEVELOPMENT	2,114,660	香港ドル	2,452,041	1.14
	POWER ASSETS HOLDINGS	377,000	香港ドル	3,856,044	1.79
	SINO LAND	446,000	香港ドル	727,125	0.34
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	430,242	香港ドル	6,636,994	3.07
	TECHTRONIC INDUSTRIES	180,000	香港ドル	608,277	0.28
	TOWNGAS CHINA	1,269,692	香港ドル	1,161,106	0.54
	WHARF HOLDINGS	151,236	香港ドル	1,056,285	0.49
	WHEELLOCK AND CO	147,000	香港ドル	751,775	0.35
	小 計			75,443,402	34.92
	株式 合計			201,095,766	93.09

株式以外の有価証券

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	香港	ISHARES FTSE A50 CHINA INDEX ETF	3,146,800	香港ドル	5,398,190	2.50
		小 計			5,398,190	2.50
		投資信託 合計			5,398,190	2.50

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券 合計	206,493,956	95.59
----------------------------------	--------------------	--------------

外国金融商品市場以外で取引される譲渡可能有価証券

株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	中国	SHENZHEN INTERNATIONAL HOLDINGS (BMG8086V1467)	1,767,500	香港ドル	2,667,305	1.23
		小 計			2,667,305	1.23
		株式 合計			2,667,305	1.23

外国金融商品市場以外で取引される譲渡可能有価証券 合計	2,667,305	1.23
------------------------------------	------------------	-------------

その他譲渡可能有価証券

株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	中国	CHONGQING CHANGAN AUTOMOBILE "B"	1,705,305	香港ドル	4,656,401	2.16
		小 計			4,656,401	2.16
		株式 合計			4,656,401	2.16

その他譲渡可能有価証券 合計	4,656,401	2.16
-----------------------	------------------	-------------

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルグにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

2) 有価証券の評価

公設の外国金融商品市場に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場場で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のディーラーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、取締役会が慎重かつ誠実な立場において、予想可能な売却価格をもとに決定しています。また、上場されてい

ないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

3) 為替換算

ファンドの通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、平成27年3月31日時点の為替レートで換算しております。

4) 手数料等

マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額にシェアクラス(クラスJ1C年率0.6%)ごとに定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

事務手数料等

コストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、シェアクラスごとに固定のレート(クラスJ1C年率0.25%)を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一口当たり情報

平成28年5月10日現在の口数(クラスJ1C)	463,097.936
一口当たり純資産額(クラスJ1C)	USD 8.013

上記の一口当たり情報は、平成28年5月10日現在における当該証券投資信託の状況です。

尚、口数は「HSBC アジア・プラス マザーファンド」が保有する口数です。

4. 「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド コリアン エクイティ クラスJ1C」の状況

当ファンドは米ドル建てルクセンブルグ籍の証券投資法人であり、平成27年3月31日に会計年度を終了し、添付財務諸表はルクセンブルグの諸法規に準拠して作成され、独立の監査人により財務書類の監査を受けております。当該投資証券の「純資産計算書」、「附属明細表」および「財務諸表に対する注記」は、HSBC インベストメント・ファンズ(ルクセンブルグ)エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。なお、以下の内容はHSBC グローバル・インベストメント・ファンド コリアン エクイティの全てのクラスを合算しております。

また、開示対象ファンドの決算日におけるクラスJ1Cの一口当たり情報につきましては、(3)に記載しております。

(1) 純資産計算書

科目	対象年月日	(平成27年3月31日現在)
		金額(米ドル)
資産		
有価証券		54,219,548
投資にかかる未実現損失		24,341
銀行預金		559,718
有価証券売却にかかる未収入金		89,708
その他未収入金		365,186
その他流動資産		733,025
資産合計		55,942,844
負債		
有価証券購入にかかる未払金		119,053
その他未払金		479,562

その他流動負債	238,816
負債合計	837,431
純資産額	55,105,413
平成27年3月31日現在の口数(クラスJ 1 C)	196,254.160
一口当たり純資産額(クラスJ 1 C)	15.00

(2) 附属明細表

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券
株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
----	------	-----	----	----	----------------	-------------

株式	韓国	AMOREPACIFIC CORP	262	韓国ウォン	792,293	1.44
		BS FINANCIAL GROUP	90,938	韓国ウォン	1,245,894	2.26
		CHEJU BANK	41,820	韓国ウォン	356,966	0.65
		CJ CORP	1,514	韓国ウォン	240,177	0.44
		DAEWOO INTERNATIONAL	17,458	韓国ウォン	417,784	0.76
		DAEWOO SHIPBUILDING & MARINE ENGINEERING	34,680	韓国ウォン	565,783	1.03
		DONGBU INSURANCE	20,378	韓国ウォン	908,281	1.65
		DONGWON INDUSTRIES	876	韓国ウォン	262,930	0.48
		E-MART	1,723	韓国ウォン	361,854	0.66
		FILA KOREA	11,259	韓国ウォン	1,096,013	1.99
		GS RETAIL	11,057	韓国ウォン	332,871	0.60
		HANA FINANCIAL HOLDINGS	52,695	韓国ウォン	1,365,525	2.48
		HOTEL SHILLA	2,610	韓国ウォン	230,311	0.42
		HYUNDAI GLOVIS	3,042	韓国ウォン	619,669	1.12
		HYUNDAI DEPARTMENT STORE	7,149	韓国ウォン	960,116	1.74
		HYUNDAI DEVELOPMENT	8,772	韓国ウォン	450,677	0.82
		HYUNDAI ENGINEERING & CONSTRUCTION	18,465	韓国ウォン	838,826	1.52
		HYUNDAI MOBIS	10,888	韓国ウォン	2,419,119	4.39
		HYUNDAI MOTOR (KR7005382007)	5,211	韓国ウォン	535,449	0.97
		HYUNDAI MOTOR (KR7005380001)	26,306	韓国ウォン	3,995,278	7.25
		HYUNDAI STEEL	9,492	韓国ウォン	624,558	1.13
		HYUNDAI WIA CORP	6,099	韓国ウォン	777,871	1.41
		KB FINANCIAL GROUP	78,010	韓国ウォン	2,763,345	5.01
		KIA MOTORS	23,405	韓国ウォン	953,541	1.73
		KOREA ELECTRIC POWER	65,545	韓国ウォン	2,717,626	4.93
		KOREA INVESTMENT HOLDINGS	4,684	韓国ウォン	265,558	0.48
		KT & G	5,248	韓国ウォン	419,575	0.76
		LG CHEMICAL	4,483	韓国ウォン	913,207	1.66
		LG CORP	24,159	韓国ウォン	1,334,848	2.42
		LG DISPLAY	49,533	韓国ウォン	1,397,434	2.54
		LG ELECTRONICS	17,160	韓国ウォン	911,014	1.65
		LG HOUSEHOLD & HEALTHCARE	1,398	韓国ウォン	1,059,731	1.92
		LG UPLUS CORP	80,598	韓国ウォン	799,115	1.45
		LOTTE CHEMICAL CORP	2,204	韓国ウォン	404,267	0.73
		NAVER CORP	3,170	韓国ウォン	1,917,229	3.48
		POSCO	11,979	韓国ウォン	2,639,926	4.79
		SAMSUNG CORP	8,960	韓国ウォン	479,719	0.87
		SAMSUNG ELECTRONICS	3,517	韓国ウォン	4,568,026	8.30
		SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	7,141	韓国ウォン	1,721,770	3.12
		SHINHAN FINANCIAL GROUP	27,778	韓国ウォン	1,050,329	1.91
SHINSEGAE	2,134	韓国ウォン	324,106	0.59		
SK CORP	3,770	韓国ウォン	577,674	1.05		
SK HYNIX	112,276	韓国ウォン	4,609,645	8.37		
SK INNOVATION	8,670	韓国ウォン	745,521	1.35		
SK TELECOM	2,673	韓国ウォン	656,535	1.19		
SUNG KWANG BEND	18,753	韓国ウォン	229,880	0.42		
小 計					52,857,866	95.93
株式 合計					52,857,866	95.93

株式以外の有価証券

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
優先株	韓国	SAMSUNG ELECTRONICS	799	韓国ウォン	795,075	1.44
		小 計				795,075
優先株 合計					795,075	1.44

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券 合計					53,652,941	97.37
----------------------------------	--	--	--	--	-------------------	--------------

外国金融商品市場以外で取引される譲渡可能有価証券

株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	韓国	CJ HOME SHOPPING	2,626	韓国ウォン	542,266	0.98
小 計					542,266	0.98
株式 合計					542,266	0.98

外国金融商品市場以外で取引される譲渡可能有価証券 合計					542,266	0.98
------------------------------------	--	--	--	--	----------------	-------------

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルグにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

2) 有価証券の評価

公設の外国金融商品市場に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のディーラーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、取締役会が慎重かつ誠実な立場において、予想可能な売却価格をもとに決定しています。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

3) 為替換算

ファンドの通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、平成27年3月31日時点の為替レートで換算しております。

4) 手数料等

マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額にシェアクラス(クラスJ1C年率0.6%)ごとに定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

事務手数料等

カスタディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、シェアクラスごとに固定のレート(クラスJ1C年率0.3%)を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一口当たり情報

平成28年5月10日現在の口数(クラスJ1C)	119,254.160
一口当たり純資産額(クラスJ1C)	USD 13.326

上記の一口当たり情報は、平成28年5月10日現在における当該証券投資信託の状況です。尚、口数は「HSBC アジア・プラス マザーファンド」が保有する口数です。

5. 「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド シンガポール エクイティ クラスJ1C」の状況

当ファンドは米ドル建てルクセンブルグ籍の証券投資法人であり、平成27年3月31日に会計年度を終了し、添付財務諸表はルクセンブルグの諸法規に準拠して作成され、独立の監査人により財務書類の監査を受けております。当該投資証券の「純資産計算書」、「附属明細表」および「財務諸表に対する注記」は、HSBC インベストメント・ファンズ(ルクセンブルグ) エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。なお、以下の内容はHSBC グローバル・インベストメント・ファンド シンガポール エクイティの全てのクラスを合算しております。

また、開示対象ファンドの決算日におけるクラスJ1Cの一口当たり情報につきましては、(3)に記載しております。

(1) 純資産計算書

科目	対象年月日	(平成27年3月31日現在)
	金額(米ドル)	
資産		
有価証券		43,843,140
投資にかかる未実現損失		865,095
先物取引にかかる未収入金		1,793
銀行預金		4,621,441
有価証券売却にかかる未収入金		687,017
その他未収入金		19,781
その他流動資産		2,945
資産合計		48,311,022
負債		
有価証券購入にかかる未払金		1,449,457
その他未払金		118,142
その他流動負債		51,580
負債合計		1,619,179
純資産額		46,691,843
平成27年3月31日現在の口数(クラスJ1C)		10,782,600
一口当たり純資産額(クラスJ1C)		39.21

(2) 附属明細表

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券
株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
----	------	-----	----	----	----------------	-------------

株式	中国	HONG KONG LAND HOLDINGS	63,900	米ドル	482,445	1.03
		NAM CHEONG	3,261,000	シンガポールドル	725,089	1.56
		小計			1,207,534	2.59
	シンガポール	CACHE LOGISTICS TRUST	832,000	シンガポールドル	712,692	1.53
		CAPITALAND	882,100	シンガポールドル	2,302,193	4.93
		CITY DEVELOPMENTS	155,000	シンガポールドル	1,136,765	2.43
		COMFORTDELGRO CORP	437,200	シンガポールドル	921,126	1.97
		DBS GROUP	313,019	シンガポールドル	4,646,109	9.96
		EZION HOLDINGS	595,840	シンガポールドル	466,959	1.00
		EZRA HOLDINGS	723,060	シンガポールドル	221,393	0.47
		FIRST RESOURCES	513,000	シンガポールドル	706,838	1.51
		GENTING SINGAPORE	1,629,000	シンガポールドル	1,092,571	2.34
		GLOBAL LOGISTIC PROPERTIES	728,000	シンガポールドル	1,406,430	3.01
		GOLDEN AGRI-RESOURCES	1,999,000	シンガポールドル	619,359	1.33
		HUTCHISON PORT HOLDINGS	789,000	米ドル	548,355	1.17
		JARDINE CYCLE & CARRIAGE	24,000	シンガポールドル	718,408	1.54
		JARDINE STRATEGIC	19,400	米ドル	679,000	1.45
		NEPTUNE ORIENT LINES	713,000	シンガポールドル	522,392	1.12
		OVERSEAS CHINESE BANKING CORP	598,475	シンガポールドル	4,611,709	9.88
		SEBACORP INDUSTRIES	557,000	シンガポールドル	1,713,596	3.67
		SEBACORP MARINE	256,000	シンガポールドル	544,959	1.17
		SINGAPORE AIRLINES	102,000	シンガポールドル	888,605	1.90
		SINGAPORE EXCHANGE	223,600	シンガポールドル	1,326,897	2.84
		SINGAPORE PRESS HOLDINGS	345,000	シンガポールドル	1,053,838	2.26
		SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	1,417,000	シンガポールドル	4,524,648	9.69
		STARHUB	156,000	シンガポールドル	494,715	1.06
	UNITED OVERSEAS BANK	265,000	シンガポールドル	4,443,391	9.52	
	UOL GROUP	366,000	シンガポールドル	2,038,522	4.37	
	WILMAR INTERNATIONAL	719,000	シンガポールドル	1,708,785	3.66	
	WING TAI HOLDINGS	548,068	シンガポールドル	767,143	1.64	
	小計			40,817,398	87.42	
	タイ	MERMAID MARITIME	1,473,000	シンガポールドル	241,616	0.52
		小計			241,616	0.52
株式 合計					42,266,548	90.53

株式以外の有価証券

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	シンガポール	KEPPEL REIT (SG1T22929874)	813,300	シンガポールドル	711,497	1.52
		小計			711,497	1.52
投資信託合計					711,497	1.52

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券 合計					42,978,045	92.05
----------------------------------	--	--	--	--	-------------------	--------------

先物取引契約

当ファンドは平成27年3月31日現在、以下の先物取引契約を保有しております。

種類	契約数	通貨	時価評価額	満期日	未実現損益(米ドル)	
買	MSCI SINGAPORE INDEX ETS	41	S G D	2,280,003	2015/4/29	1,793
計(米ドル)					1,793	

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルグにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

2) 有価証券の評価

公設の外国金融商品市場に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のディーラーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、取締役会が慎重かつ誠実な立場において、予想可能な売却価格をもとに決定しています。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

3) 為替換算

ファンドの通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、平成27年3月31日時点の為替レートで換算しております。

4) 手数料等

マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額にシェアクラス(クラスJ1C年率0.6%)ごとに定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、シェアクラスごとに固定のレート(クラスJ1C年率0.3%)を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一口当たり情報

平成28年5月10現在の口数(クラスJ1C)	14,282.600
一口当たり純資産額(クラスJ1C)	USD 32.910

上記の一口当たり情報は、平成28年5月10日現在における当該証券投資信託の状況です。尚、口数は「HSBC アジア・プラス マザーファンド」が保有する口数です。

6. 「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド タイ エクイティ クラスJ1C」の状況

当ファンドは米ドル建てルクセンブルグ籍の証券投資法人であり、平成27年3月31日に会計年度を終了し、添付財務諸表はルクセンブルグの諸法規に準拠して作成され、独立の監査人により財務書類の監査を受けております。当該投資証券の「純資産計算書」、「附属明細表」および「財務諸表に対する注記」は、HSBCインベストメント・ファンズ(ルクセンブルグ) エス・イーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。なお、以下の内容はHSBC グローバル・インベストメント・ファンド タイ エクイティの全てのクラスを合算しております。

また、開示対象ファンドの決算日におけるクラスJ1Cの一口当たり情報につきましては、(3)に記載しております。

(1) 純資産計算書

科目	対象年月日	(平成27年3月31日現在)
		金額(米ドル)
資産		
有価証券		94,646,357
投資にかかる未実現利益		140,298
銀行預金		501,643
有価証券売却にかかる未収入金		101,898
その他未収入金		792,319
その他流動資産		747,492

資産合計	96,930,007
負債	
有価証券購入にかかる未払金	101,390
その他未払金	550,370
その他流動負債	221,074
負債合計	872,834
純資産額	96,057,173
平成27年3月31日現在の口数（クラスJ1C）	92,667.469
一口当たり純資産額（クラスJ1C）	20.92

（２）附属明細表

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券
株式

種類	国/ 地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	タイ	ADVANCED INFORMATION SERVICES	904,600	タイバーツ	6,588,513	6.87
		AIRPORTS OF THAILAND	499,000	タイバーツ	4,293,792	4.47
		BANGCHAK PETROLEUM	1,377,600	タイバーツ	1,365,323	1.42
		BANGKOK BANK	401,400	タイバーツ	2,288,251	2.38
		BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICES (TH0264A10Z12)	3,629,100	タイバーツ	2,197,089	2.29
		BANGKOK EXPRESSWAY	1,675,000	タイバーツ	2,007,529	2.09
		BANPU PUBLIC(TH0148A10Z14)	2,057,700	タイバーツ	1,865,463	1.94
		BEC WORLD	1,132,200	タイバーツ	1,426,558	1.49
		BTS GROUP HOLDINGS	8,906,800	タイバーツ	2,504,524	2.61
		CENTRAL PATTANA PUBLIC	1,935,200	タイバーツ	2,542,403	2.65
		CHAROEN POKPHAND FOODS	4,176,700	タイバーツ	2,888,007	3.01
		CP ALL (TH0737010Y16)	2,899,200	タイバーツ	3,652,956	3.80
		GLOW ENERGY	1,220,800	タイバーツ	3,217,074	3.35
		INTOUCH HOLDINGS	1,075,100	タイバーツ	2,552,289	2.66
		JASMINE INTERNATIONAL(TH0418E10Z13)	7,537,200	タイバーツ	1,320,284	1.37
		KHON KAEN SUGAR(TH0828010R12)	1,342,800	タイバーツ	200,553	0.21
		KHON KAEN SUGAR(TH0828A10Z11)	8,996,160	タイバーツ	1,343,618	1.40
		KRUNG THAI BANK	8,093,100	タイバーツ	5,670,642	5.90
		MINOR INTERNATIONAL	1,392,150	タイバーツ	1,497,396	1.56
		PTT E&P	903,791	タイバーツ	3,027,450	3.15
		PTT GLOBAL CHEMICAL(TH1074010014)	887,600	タイバーツ	1,425,234	1.48
		PTT PCL	425,300	タイバーツ	4,221,632	4.39
		SIAM CEMENT(TH0003010Z12)	290,200	タイバーツ	4,566,146	4.75
		SIAM COMMERCIAL BANK	1,368,400	タイバーツ	7,485,408	7.80
		SRIRACHA CONSTRUCTION PCL	1,877,000	タイバーツ	1,788,168	1.86
		STP & I	4,481,950	タイバーツ	2,162,465	2.25
		THAI OIL	1,042,500	タイバーツ	1,665,950	1.73
		THAI VEGETABLE OIL	2,268,300	タイバーツ	1,505,694	1.57
TMB BANK	15,041,300	タイバーツ	1,377,476	1.43		
小 計					78,647,887	81.88
株式 合計					78,647,887	81.88

株式以外の有価証券

種類	国/ 地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
----	----------	-----	----	----	----------------	-------------

預託証書(DR)	タイ	BANGKOK BANK	1,167,700	タイバーツ	6,620,794	6.89
		KASIKORN BANK	1,330,000	タイバーツ	9,359,866	9.75
		SHIN CORP	66,600	タイバーツ	158,108	0.16
		小 計				16,138,768
預託証書(DR) 合計					16,138,768	16.8

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券 合計					94,786,655	98.68
---------------------------	--	--	--	--	------------	-------

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルグにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

2) 有価証券の評価

公設の外国金融商品市場に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のディーラーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、取締役会が慎重かつ誠実な立場において、予想可能な売却価格をもとに決定しています。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

3) 為替換算

ファンドの通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、平成27年3月31日時点の為替レートで換算しております。

4) 手数料等

マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額にシェアクラス(クラスJ1C年率0.6%)ごとに定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、シェアクラスごとに固定のレート(クラスJ1C年率0.25%)を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一口当たり情報

平成28年5月10日現在の口数(クラスJ1C)	422.865
一口当たり純資産額(クラスJ1C)	USD 17.926

上記の一口当たり情報は、平成28年5月10日現在における当該証券投資信託の状況です。尚、口数は「HSBC アジア・プラス マザーファンド」が保有する口数です。

7. 「HSBC インド株式 ファンド(適格機関投資家専用)」の状況

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日	平成28年5月10日現在
		金額(円)
資産の部		
流動資産		

親投資信託受益証券	126,934,598
流動資産合計	126,934,598
資産合計	126,934,598
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	30,410
未払委託者報酬	334,394
流動負債合計	364,804
負債合計	364,804
純資産の部	
元本等	
元本	175,000,000
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	48,430,206
（分配準備積立金）	37,643,995
元本等合計	126,569,794
純資産合計	126,569,794
負債純資産合計	126,934,598

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
<p>2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>資産・負債の状況は、平成28年5月10日現在です。当該投資信託の計算期間は原則として毎年11月30日から翌年11月29日までとなっております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

平成28年5月10日現在	
1. 受益権の総数	175,000,000口
2. 元本の欠損	
「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)第55条 の6第10号に規定する額	48,430,206円
3. 1口当たり純資産額	0.7233円
(10,000口当たり純資産額)	(7,233円)

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

自 平成27年11月11日 至 平成28年 5月10日
<p>1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。</p> <p>2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、金銭債権及び金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>3.金融商品に係るリスクの管理体制 運用リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用モニタリングマネジャー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。 チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。 コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。 運用モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサー、リスク管理担当部署にも報告されます。 リスク管理担当部署は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況をチーフ・インベストメント・オフィサーや定期的開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。</p> <p>4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

.金融商品の時価等に関する事項

平成28年5月10日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法 (1)親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

(平成28年5月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	23,187,949
合 計	23,187,949

(注)「当期間」とは、当該投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間（平成27年12月1日から平成28年5月10日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(平成28年5月10日現在)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成27年 11月11日 至 平成28年5月10日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

本書における開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

（平成28年5月10日現在）	
期首元本額：	189,000,000円
期中追加設定元本額：	35,000,000円
期中一部解約元本額：	49,000,000円

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)
親投資信託 受益証券	H S B C インド マザーファンド	55,459,017	126,934,598
	合計	55,459,017	126,934,598

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「HSBC インド株式 ファンド(適格機関投資家専用)」は、「HSBC インド マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「HSBC インド マザーファンド」の状況

以下の記載した情報は監査の対象外です。

（1）貸借対照表

科目	対象年月日	平成28年5月10日現在
		金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		1,074,338,738
金銭信託		264,248
コール・ローン		349,634,552
株式		40,231,637,404
オプション証券等		11,979,690,151
未収入金		89,408,451
未収配当金		21,480,631

流動資産合計	53,746,454,175
資産合計	53,746,454,175
負債の部	
流動負債	
未払金	42,007,916
未払解約金	47,727,727
未払利息	1,005
その他未払費用	1,741
流動負債合計	89,738,389
負債合計	89,738,389
純資産の部	
元本等	
元本	23,443,124,996
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	30,213,590,790
元本等合計	53,656,715,786
純資産合計	53,656,715,786
負債純資産合計	53,746,454,175

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式及びオプション証券等（以下「有価証券」という）移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>外国金融商品市場（以下「海外取引所」という）に上場されている有価証券原則として海外取引所における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の最終相場で評価しております。</p> <p>開示対象ファンドの計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。</p> <p>海外取引所に上場されていない有価証券</p> <p>金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、取得価額または委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>外国為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

平成28年5月10日現在

1. 受益権の総数	23,443,124,996口
2. 1口当たり純資産額	2.2888円
(10,000口当たり純資産額)	22,888円)

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

自 平成27年11月1日 至 平成28年 5月10日
<p>1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。</p> <p>2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による価格変動リスクを有しております。なお、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため、限定的と考えられます。</p> <p>3.金融商品に係るリスクの管理体制 運用リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用モニタリングマネジャー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に関催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。 チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。 コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。 運用モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサー、リスク管理担当部署にも報告されます。 リスク管理担当部署は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況をチーフ・インベストメント・オフィサーや定期的に関催されるリスク管理委員会等へ報告しています。</p> <p>4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

.金融商品の時価等に関する事項

平成28年5月10日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法 (1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

（平成28年5月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株 式	2,593,373,238
オプション証券等	1,633,074,027
合 計	4,226,447,265

（注）「当期間」とは当該親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間（平成27年12月1日から平成28年5月10日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成28年5月10日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成27年11月11日至平成28年5月10日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

本書における開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

（平成28年5月10日現在）	
期首	平成27年11月11日
期首元本額：	23,812,332,796円
期中追加設定元本額：	1,458,537,888円
期中一部解約元本額：	1,827,745,688円
期末元本額：	23,443,124,996円
元本の内訳：*	
H S B C インド オープン	21,597,091,072円
H S B C インド株式 ファンド（適格機関投資家専用）	55,459,017円
H S B C インド株式ファンド（3ヶ月決算型）	1,790,574,907円

*当該親投資信託の受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本です。

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

種類	通貨	銘柄名	数量	評価単価	評価金額
株式	米ドル	HDFC BANK LTD-ADR	63,892	64.080	4,094,199.36
		VEDANTA LIMITED-ADR	473,351	6.04	2,859,040.04
		INFOSYS LIMITED	79,469	18.69	1,485,275.61
		DOCTOR REDDY'S LAB-ADR	27,975	42.61	1,192,014.75
		RATTANINDIA INFRASTRUCTURE LIMITED GDR	352,581	0.06	19,391.95
	小計				9,649,921.71 (1,046,630,508)
株式	シンガポール ドル	INDIABULLS PROPERTIES INVESTMENT	3,791,164	0.255	966,746.82
		小計			966,746.82

				(76,450,338)
インドルピー	INFOSYS LIMITED	2,108,738	1199.05	2,528,482,298.90
	SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	114,128	1049.05	119,725,978.40
	ADANI PORT AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	394,768	196.75	77,670,604.00
	RATTANINDIA POWER LIMITED	11,396,533	9.55	108,836,890.15
	JUST DIAL LIMITED	31,402	769.65	24,168,549.30
	CROMPTON GREAVES CONSUMER ELECTRICAL	2,188,092	101.60	222,310,147.20
	STATE BANK OF INDIA	1,500,208	188.70	283,089,249.60
	BANK OF BARODA	2,151,030	155.15	333,732,304.50
	TECH MAHINDRA LIMITED	610,452	478.60	292,162,327.20
	ADITYA BIRLA NUVO LIMITED	485,548	860.60	417,862,608.80
	HCL TECHNOLOGIES LTD	2,182,991	721.40	1,574,809,707.40
	HERO HONDA MOTORS LIMITED	231,537	2943.65	681,563,890.05
	DR. REDDY'S LABORATORIES	67,057	2840.05	190,445,232.85
	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	404,252	3846.50	1,554,955,318.00
	AUROBINDO PHARMA LIMITED	273,344	816.400	223,158,041.60
	DEWAN HOUSING FINANCE CORPORATION LTD	672,727	201.000	135,218,127.00
	LARSEN & TOUBRO LIMITED	222,339	1294.55	287,828,952.45
	ULTRATECH CEMENT LTD	190,654	3165.75	603,562,900.50
	GUJARAT AMBUJA CEMENTS LTD	578,905	220.300	127,532,771.50
	INDIABULLS REAL ESTATE LTD	407,744	80.00	32,619,520.00
	OIL INDIA LIMITED	649,316	331.95	215,540,446.20
	COAL INDIA LIMITED	807,763	285.60	230,697,112.80
	TATA MOTORS LIMITED-A-DVR	5,881,569	289.30	1,701,537,911.70
	AXIS BANK LIMITED	3,162,263	477.10	1,508,715,677.30
	QUICK HEAL TECHNOLOGIES LIMITED	91,361	273.80	25,014,641.80
	LIC HOUSING FINANCE LIMITED	1,259,424	462.70	582,735,484.80
	VEDANTA LIMITED	917,226	103.70	95,116,336.20
	LUPIN LIMITED	74,954	1605.40	120,331,151.60
	WIPRO LTD	2,072,776	539.00	1,117,226,264.00
	CANARA BANK	650,090	194.05	126,149,964.50
	STRIDES SHASUN LIMITED	34,375	1125.60	38,692,500.00
	GLENMARK PHARMACEUTICALS LTD	775,989	835.00	647,950,815.00
	NTPC LIMITED	1,576,926	143.20	225,815,803.20
	INFRASTRUCTURE DEVELOPMENT FINANCE	1,573,985	47.85	75,315,182.25
	CROMPTON GREAVES LIMITED	2,188,092	59.85	130,957,306.20
	CAIRN INDIA LIMITED	713,531	138.30	98,681,337.30
	INDIAN BANK	313,863	92.80	29,126,486.40
	PURAVANKARA PROJECTS LTD	1,090,339	49.85	54,353,399.15
	IRB INFRASTRUCTURE DEVELOPER	1,507,065	219.00	330,047,235.00
	RURAL ELECTRIFICATION CORPORATION LTD	1,174,024	169.80	199,349,275.20
	ICICI BANK LIMITED	4,257,040	225.30	959,111,112.00
	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	939,105	983.10	923,234,125.50
	OIL AND NATURAL GAS CORPORATION LIMITED	1,771,471	211.60	374,843,263.60
	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	1,008,339	1203.60	1,213,636,820.40
	UNITED SPIRITS LIMITED	148,464	2585.85	383,905,634.40
	JINDAL STEEL & POWER LTD	4,063,802	64.95	263,943,939.90
	PETRONET LNG LTD	1,391,381	278.85	387,986,591.85
	ITC LTD	2,726,557	324.80	885,585,713.60
	TORRENT PHARMACEUTICALS LIMITED	172,743	1388.85	239,914,115.55
	GAMMON INFRASTRUCTURE PROJEC	5,240,309	4.60	24,105,421.40
	COX AND KINGS LIMITED	1,420,574	171.75	243,983,584.50
	ADITYA BIRLA FASHION AND RETAIL LIMITED	2,524,849	149.80	378,222,380.20
	IDFC BANK LIMITED	4,077,709	47.85	195,118,375.65
小計				23,846,680,828.55
				(39,108,556,558)
合計				40,231,637,404
				(40,231,637,404)

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄名	数量	評価単価	評価金額
オプション証券等	米ドル	OIL&NATURAL GAS CORP LTD 12NOV2019(HSBC)	1,572,998	3.180400	5,002,762.83
		GVK POWER&INFRASTRUCTURE 26MAR2020(HSBC)	11,801,589	0.096945	1,144,105.04
		INDIAN BANK 18OCT2021(HSBC)	2,049,448	1.394807	2,858,584.41
		CAIRN INDIA LIMITED 09OCT2023(HSBC)	1,063,663	2.078683	2,211,018.19
		NITESH ESTATES LTD 12MAY2020(HSBC)	10,423,667	0.198399	2,068,045.10
		INFRASTRUCTURE DEVELOP 04AUG2020(HSBC)	2,845,912	0.719197	2,046,771.37
		GLENMARK PHARMACEUTICALS 12NOV2019(HSBC)	50,201	12.550257	630,035.45
		ITC LIMITED 18FEB2018(HSBC)	2,544,816	4.881825	12,423,346.36
		LIC HOUSING FINANCE 06JUL2020(HSBC)	788,862	6.954496	5,486,137.62
		IDFC BANK 06 NOV 2018(HSBC)	2,845,912	0.719197	2,046,771.37
		DR.REDDY'S LABORATORIES 28APR2025-HSBC	31,328	42.686656	1,337,287.55
		ADANI PORTS & SPECIAL 05JUN2023(HSBC)	1,080,715	2.957201	3,195,891.47
		RADICO KHAITAN 20APR2018-BNP	2,507,631	1.397062	3,503,315.98
		DR.REDDY'S LABORATORIES 30APR2018-BNP	28,593	42.686656	1,220,539.55
		JINDAL STEEL & POWER LTD 26APR2017(JPM)	2,852,431	0.976215	2,784,585.92
		INDIABULLS POWER LTD 23SEP2019 (JPM)	10,332,425	0.143539	1,483,105.95
		GVK POWER&INFRASTRUCTURE 23APR2020(JPM)	18,394,477	0.096945	1,783,252.57
		GAMMON INFRASTRUCTURE 12MAR2018(BNP)	11,575,313	0.069139	800,305.56
		WIPRO LIMITED 20APR2018-BNP	383,414	8.101304	3,106,153.37
		SYNGENE INTERNATIONAL LTD 24JUL18(BNP)	83,200	5.584489	464,629.48
		OIL&NATURAL GAS CORP LTD 08FEB2017(JPM)	1,479,606	3.180400	4,705,738.92
		INDIABULLS HOUSING FIN LTD 06AUG2018-JPM	1,194,649	10.392665	12,415,586.84
		QUICK HEAL TECH 18FEB2019(BNP)	155,768	4.115282	641,029.24
		LARSEN & TOUBRO LTD 23MAR2017(MS)	176,520	19.457408	3,434,621.66
		SYNGENE INTERNATIONAL 11AUG20(JP MORGAN)	62,471	5.584489	348,868.61
		BANK OF BARODA 16OCT2017(MORGAN STANLEY)	773,927	2.331943	1,804,753.65
		ICICI BANK 17JAN2017(DB)	2,548,336	3.386315	8,629,468.42
		NTPC LIMITED 06FEB2017(DB)	3,814,612	2.152332	8,210,311.47
		COAL INDIA LTD 4AUG2016 (JPM)	533,078	4.292639	2,288,311.41
		STRIDES ARCOL 08NOV2018(JP MORGAN)	135,125	16.918047	2,286,051.10
		JAIPRAKASH POWER VENTURES LTD 09FEB2018	14,066,650	0.066885	940,847.88
		KALPATARU POWER TRANS 17APR2017(MS)	1,718,939	3.162364	5,435,910.81
		RURAL ELECTRIFICATION CORP 27FEB2018(MS)	1,455,434	2.552136	3,714,465.50
小計				110,452,610.65 (11,979,690,151)	
合計				11,979,690,151 (11,979,690,151)	

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書です。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時 価比率	組入オプション 証券等時価比率	合計金額に対 する比率
米ドル	株式 5銘柄 オプション証券等 33銘柄	8.0%	92.0%	25.0%
シンガポールドル	株式 1銘柄	100.0%		0.1%
インドルピー	株式 53銘柄	100.0%		74.9%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下は平成28年5月末現在の当ファンドの現況です。

【純資産額計算書】

H S B C アジア・プラス (3ヶ月決算型)

資産総額	1,466,538,956円
負債総額	7,633,265円
純資産総額 (-)	1,458,905,691円
発行済口数	1,957,884,805口
1口当たり純資産額 (/)	0.7451円
(1万口当たり純資産額)	(7,451円)

(参考) H S B C アジア・プラス マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	3,816,368,854円
負債総額	6,974,753円
純資産総額 (-)	3,809,394,101円
発行済口数	4,125,216,374口
1口当たり純資産額 (/)	0.9234円
(1万口当たり純資産額)	(9,234円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合等その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとしします。

前記に規定する振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としします。）に支払います。

（7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

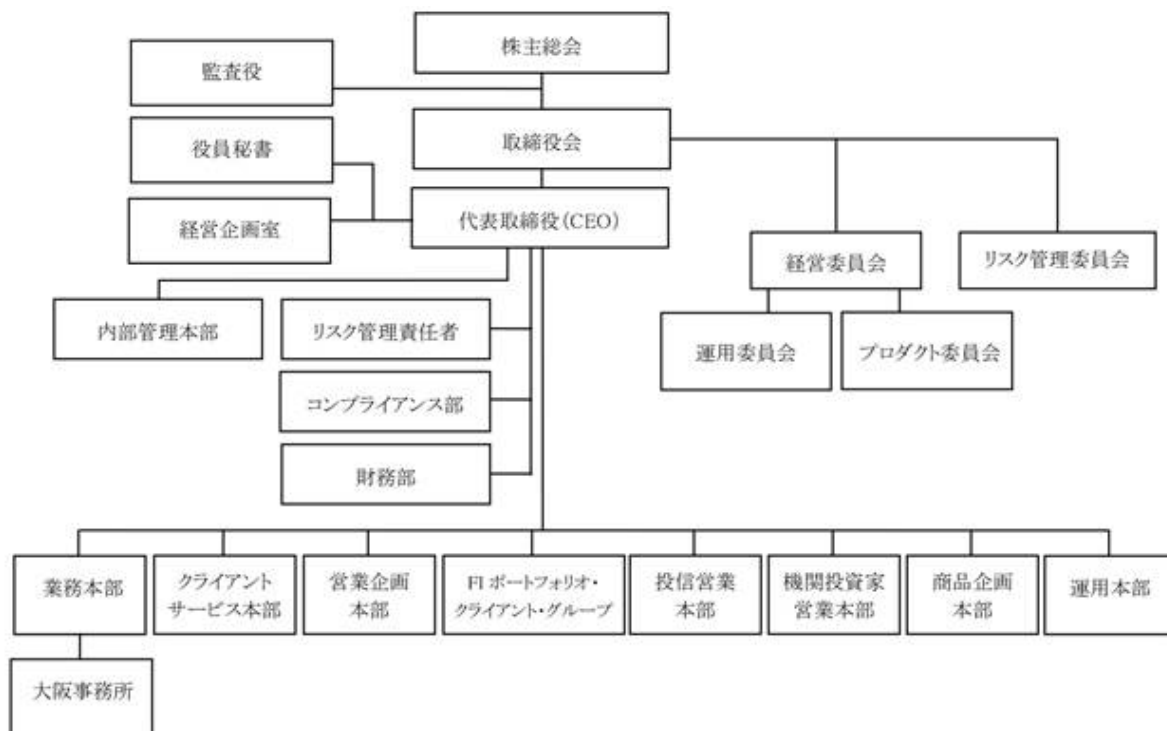
資本金	495百万円
発行可能株式総数	24,000株
発行済株式総数	2,100株

直近5ヶ年における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

組織図（本書提出日現在）



会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の2分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中から代表取締役1名以上を選任します。

投資運用の意思決定機構

経営委員会の下部委員会として、運用本部、代表取締役、商品企画本部、コンプライアンス部、リスク管理責任部署の代表者を主要メンバーとする「運用委員会」において、各ファンドのストラテジー、パフォーマンスおよびリスク、再委託ファンドに係る左記事項等を協議します。

運用委員会の方針に基づいて運用本部が運用の指図を行います。

なお、運用の指図に関する権限を外部の投資顧問会社に委託すること、あるいは外部の投資顧問会社からの助言を受けることがあります。その場合には運用本部が委託状況をモニタリングします。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を行っています。

平成28年5月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	48	1,618,292百万円
単位型株式投資信託	1	2,998百万円
合 計	49	1,621,290百万円

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
また、当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）の財務諸表については、P w C あらた監査法人により監査を受けております。
なお、当社の監査法人は次のとおり、交代しております。
第30期事業年度 有限責任あずさ監査法人
第31期事業年度 P w C あらた監査法人
- (3) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成27年3月31日）		当事業年度 （平成28年3月31日）	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	4	1,532,888	4	1,097,115
前払費用		18,384		9,823
未収入金		8,875		7,282
未収委託者報酬		892,359		643,185
未収運用受託報酬		378		970
未収収益		49,298		165,033
未収消費税等		-		11,766
繰延税金資産		86,669		78,426
流動資産合計		2,588,853		2,013,604
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	1	98	1	-
器具備品		366		113
有形固定資産合計		464		113
無形固定資産				
商標権		591		491
無形固定資産合計		591		491
投資その他の資産				
敷金		34,432		40,152
繰延税金資産		17,222		4,219
投資その他の資産合計		51,655		44,372
固定資産合計		52,711		44,977
資産合計		2,641,565		2,058,581
負債の部				
流動負債				
預り金		109		-
未払金	4、5	498,299	4、5	407,215
未払費用	4	446,862	4	230,013
未払消費税等		122,561		-
未払法人税等	2	178,272	2	120,339
賞与引当金		48,122		53,705
流動負債合計		1,294,227		811,273
固定負債				
役員退職慰労引当金		40,105		-
固定負債合計		40,105		-
負債合計		1,334,333		811,273
純資産の部				
株主資本				
資本金		495,000		495,000
利益剰余金				
利益準備金		123,750		123,750
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		688,481		628,558
利益剰余金合計		812,231		752,308
株主資本合計		1,307,231		1,247,308
純資産合計		1,307,231		1,247,308

負債・純資産合計

2,641,565

2,058,581

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)		当事業年度 (自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		7,426,890		6,138,193
運用受託報酬		1,203		2,349
その他営業収益		369,786		702,101
営業収益計		7,797,880		6,842,643
営業費用				
支払手数料	2	3,142,333	2	2,583,603
広告宣伝費		17,451		14,947
調査費				
調査費		49,051		31,209
委託調査費		1,336,313		1,083,244
調査費計		1,385,365		1,114,453
委託計算費		134,171		140,545
営業雑費				
通信費		9,278		15,857
印刷費		49,945		59,460
協会費		4,947		5,168
諸会費		500		400
営業雑費計		64,671		80,886
営業費用計		4,743,992		3,934,436
一般管理費				
給料				
役員報酬	1	89,756	1	124,394
給料・手当	3	849,510	3	792,097
退職手当		67,821		38,948
賞与		183,378		198,986
賞与引当金繰入額		48,122		50,669
給料計		1,238,590		1,205,096
交際費		2,114		2,382
旅費交通費		21,350		14,392
租税公課		10,251		15,612
不動産賃借料		77,188		74,126
役員退職慰労引当金繰入額		3,885		571
固定資産減価償却費		4,848		450
弁護士費用等		16,976		19,281
事務委託費	2	518,232	2	590,029
保険料		10,359		10,243
諸経費		73,403		80,131
一般管理費計		1,977,200		2,012,318
営業利益		1,076,687		895,889
営業外収益				
受取利息		2		2
その他		208		-
営業外収益計		210		2
営業外費用				

為替差損	5,618	3,760
雑損失	278	1,389
営業外費用計	5,897	5,149
経常利益	1,071,000	890,742
税引前当期純利益	1,071,000	890,742
法人税、住民税及び事業税	403,902	299,420
法人税等調整額	9,312	21,245
法人税等合計	413,215	320,665
当期純利益	657,784	570,076

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		株主資本 合計	
			その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	495,000	123,750	730,696	854,446	1,349,446	1,349,446
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	700,000	700,000	700,000	700,000
当期純利益	-	-	657,784	657,784	657,784	657,784
当期変動額合計	-	-	42,215	42,215	42,215	42,215
当期末残高	495,000	123,750	688,481	812,231	1,307,231	1,307,231

当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		株主資本 合計	
			その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	495,000	123,750	688,481	812,231	1,307,231	1,307,231
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	630,000	630,000	630,000	630,000
当期純利益	-	-	570,076	570,076	570,076	570,076
当期変動額合計	-	-	59,923	59,923	59,923	59,923
当期末残高	495,000	123,750	628,558	752,308	1,247,308	1,247,308

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備	5年
器具備品	3～5年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

商標権	10年
-----	-----

2 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。但し、当事業年度には対象従業員がいない為、引当計上はしていません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基づき当事業年度末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上していましたが、平成27年9月16日開催の臨時取締役会の日をもって、役員退職慰労引当金制度を廃止しております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

（分類1）から（分類5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

（分類2）及び（分類3）に係る分類の要件

（分類2）に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

（分類3）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

（分類4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類2）または（分類3）に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

次事業年度の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用に伴い財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

注記事項

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
建物附属設備	38,662 千円	38,761 千円
器具備品	11,180	11,432

2 未払法人税等の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法人税	115,460 千円	69,221 千円
事業税	19,143	26,240
地方法人特別税	19,342	8,946
住民税	24,327	15,930

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りです。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000,000 千円	当事業年度末に契約はありません。
借入実行残高	- 千円	
差引額	1,000,000 千円	

4 関係会社に対する債権及び債務

各科目に含まれているものは、次の通りです。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
預金	1,363,439 千円	1,026,650 千円
未払金	33,062	48,578
未払費用	12,161	12,360

5 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。

(損益計算書関係)

1 役員報酬の限度額は次の通りです。

	前事業年度 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日)
取締役 年額	300,000 千円	開示が不要なため、今期から開示を省略しております。
監査役 年額	50,000	

2 関係会社に係る営業費用

各科目に含まれているものは、次の通りです。

	前事業年度 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日)
支払手数料	3,652 千円	金額の重要性がないため、開示を省略しております。
事務委託費等	399,937	

3 給料・手当及び退職手当に含まれる、被出向者に係る退職給付費用相当額

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
退職給付費用相当額	106,162 千円	開示が不要なため、今期から開示を省略しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,100	-	-	2,100

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	700	333,333	平成26年3月31日	平成26年7月14日

当事業年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,100	-	-	2,100

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年9月16日 取締役会	普通株式	630	300,000	平成27年3月31日	平成27年9月25日

(リース取引関係)

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（平成27年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づく安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、当社が設定しているファンドの信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて1年以内となっております。営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日となっております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）預金	1,532,888	1,532,888	-
（2）未収委託者報酬	892,359	892,359	-
（3）未収運用受託報酬	378	378	-
（4）未収収益	49,298	49,298	-
資産計	2,474,924	2,474,924	-
（1）未払金	498,299	498,299	-
（2）未払費用	446,862	446,862	-
負債計	945,161	945,161	-

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 （1）預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、（4）未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 （1）未払金、（2）未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（平成28年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づく安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定している投資信託から受領する未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、一般債権とは異なり、信用リスクは僅少と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて1年以内となっております。海外のグループ会社に対する未収収益は、関係会社ごとに期日管理及び残高管理をしております。また、営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日となっております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である海外のグループ会社に対する未収収益は、担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高管理を行い、原則、翌月中に決算が行われることにより、リスクは僅少であると判断しております。また、借入金がないため、金利変動によるリスクは僅少であると判断しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,097,115	1,097,115	-
(2) 未収委託者報酬	643,185	643,185	-
(3) 未収運用受託報酬	970	970	-
(4) 未収収益	165,033	165,033	-
(5) 未収入金	7,282	7,282	-
資産計	1,913,587	1,913,587	-
(1) 未払金	407,215	407,215	-
(2) 未払費用	230,013	230,013	-
負債計	637,228	637,228	-

注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益
(5) 未収入金

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

金銭債権の決算日後の償却予定額

	1年以内	1年超
現金及び預金	1,097,115	-
未収委託者報酬	643,185	-
未収運用受託報酬	970	-
未収収益	165,033	-
未収入金	7,282	-
合計	1,913,587	-

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

（１）セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（２）関連情報

1. サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦の所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務により開示できない営業収益については、判定対象から除いております。

（３）報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

（４）報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

（５）報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成28年3月31日)	
繰延税金資産				
減価償却の償却超過額	3,947	千円	4,219	千円
退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入 限度超過額	13,275	千円	-	千円
未払金否認	17,984	千円	17,726	千円
未払費用否認	40,287	千円	36,495	千円
賞与引当金否認	15,928	千円	16,573	千円
未払事業税等	12,739	千円	8,097	千円
貯蔵品	127	千円	-	千円
繰延税金資産小計	104,290	千円	83,112	千円

評価性引当額	398 千円	466 千円
繰延税金資産の合計	103,892 千円	82,646 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率 (調整)	35.6 %	33.1 %
評価性引当額	0.1 %	0.0 %
住民税均等割	0.0 %	0.1 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1 %	2.1 %
事業税段階税率端数調整	0.0 %	0.0 %
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.7 %	0.6 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.5 %	36.0 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.86%となります。この税率変更により、繰延税金資産（流動）が5,695千円、繰延税金負債（固定）が306千円それぞれ減少し、法人税等調整額が6,001千円増加しております。

（関連当事者との取引）

1 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	96,052百万香港ドル	銀行業	直接100% *5	資金の預金・販売委託契約・事務委託・役員の兼任	*1 資金の預入		預金	1,363,439
							*2 支払手数料	3,652	未払金	33,062
							*3 事務委託等	399,937	未払費用	12,161

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1全額当座預金であり、無利息となっております。

*2当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*3当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

*4当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

*5平成26年9月16日付で、親会社がHSBC Global Asset Management Holdings (Bahamas) LimitedからThe Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedに変更しております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	105,739百万香港ドル	銀行業	直接100%	資金の預金・販売委託契約・事務委託・役員の兼任	*1 資金の預入		預金	1,029,650
							*2 支払手数料	2,669	未払金	48,578
							*3 事務委託等	466,409	未払費用	12,360

上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1全額当座預金であり、無利息となっております。

*2当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*3当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

*4当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	事務委託	84,155	未払費用	19,960
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約・業務委託契約・役員の兼任	*3 事務委託	68,822	未払費用	158,394
							*1 支払投資運用報酬	820,488		
							*6 その他営業収益	150,810		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス パリ	8,050千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約・業務委託契約	*6 その他営業収益	102,563	未収収益	33,082
同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	7,238百万ブラジルリアル	銀行業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	443,686	未払費用	136,424
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	35,620千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	72,138	未払費用	34,331

同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *4	バハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託	人件費・事務所賃借料等	1,209,996	未払金	39,796
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *5	英国 ロンドン	102百万 ポンド	証券業	なし	販売委託契約 ・事務委託・ 役員の兼任	*2 支払手数料	12	未払金	4
							*3 事務委託等	882	未払費用	151
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨーク	1,002米ドル	投資運用業	なし	業務委託契約	*6 その他営業収益	67,379	未収収益	9,511
同一の親会社を持つ会社	HSBC Investment Funds (Hong Kong) Limited	香港	21,000千 香港ドル	投資運用業	なし	業務委託契約	*6 その他営業収益	41,960	未収収益	5,910

取引条件及び取引条件の決定方針

*1当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*2当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*3当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

*4当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。

*5当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

*6当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を受け取っております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は職 業	議決権行 使等の被 所有者割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	事務委託	89,870	未払費用	23,823
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	事務委託・ 投資運用契約・ 業務委託契約・ 役員の兼任	*3 事務委託	66,939	未払費用	67,652
							*1 支払投資 運用報酬	740,132		
							*6 その他営業収益	259,250		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス パリ	8,050千 ユーロ	投資 運用業	なし	投資運用契約・ 業務委託契約	*6 その他営業収益	277,307	未収収益	84,665
同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	9,562百万 ブラジルレアル	銀行業	なし	投資運用 契約	*1 支払投資 運用報酬	234,200	未払費用	-
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	35,620千 ポンド	投資 運用業	なし	投資運用 契約	*1 支払投資 運用報酬	91,774	未払費用	57,541

同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *4	パハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託	人件費・事務所賃借料等	1,173,700	未払金	55,731	
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *5	英国 ロンドン	102百万 ポンド	証券業	なし	販売委託契約 ・事務委託・ 役員の兼任	*2 支払手数料	5,534	未払金	210	
							*3 事務委託等	2,143		未収収益	2,625
							*6 その他営業収益	2,555			
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨーク	1,002米ドル	投資運用業	なし	業務委託契約	*1 支払投資運用報酬	17,136		未収収益	70,462
							*6 その他営業収益	126,493			
同一の親会社を持つ会社	HSBC Investment Funds (Hong Kong) Limited	香港	21,000千 香港ドル	投資運用業	なし	業務委託契約	*6 その他営業収益	35,064	未収収益	7,280	
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Services Limited	英国	8米ドル	サービス業	なし	業務委託契約	*3 事務委託	3,282	未払費用	316	

上記金額のうち、人件費など一部の取引金額には消費税が含まれておりませんが、その他の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*2当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*3当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

*4当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。

*5当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

*6当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を受け取っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	622,491.42円	593,956.37円
1株当たり当期純利益	313,230.94円	271,464.95円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日)

当期純利益(千円)	657,784	570,076
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	657,784	570,076
普通株式の期中平均株式数(株)	2,100	2,100

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

なお、平成28年3月18日付けで、委託会社の事業年度を「毎年1月1日から12月31日まで」とする定款の変更を行いました。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（平成28年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社

名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成28年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMBCフレンド証券株式会社	27,270百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
立花証券株式会社	6,695百万円	
東武証券株式会社	420百万円	
野村証券株式会社	10,000百万円	
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100百万円	
フィデリティ証券株式会社	7,657百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
丸八証券株式会社	3,751百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794百万円	
株式会社但馬銀行	5,481百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注) 資本金の額は、平成28年3月末現在を記載しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの募集・販売業務、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

委託会社と販売会社であるザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッドは、HSBCホールディングスplc(英国)の実質的な子会社です。

また、委託会社は、ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッドの子会社です。

第3【その他】

- (1) 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があり、以下のとおり称することがあります。
 - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
 - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (2) 交付目論見書の表紙もしくは表紙裏に、以下の内容等を記載することがあります。
 - ・当ファンドの委託会社ならびに受託会社に関する情報
 - ・当ファンドの詳細情報の入手方法
 - ・請求目論見書は販売会社に請求することにより販売会社から交付される旨
 - ・商品内容について重大な変更を行う場合には、当ファンドの受益者に対して事前に変更内容に対する意向を確認させていただく旨
 - ・投資信託の信託財産が受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられている旨
 - ・請求目論見書に当ファンドの信託約款が記載されている旨
- (3) 目論見書の表紙に、ロゴマーク、イラストを使用すること、ファンドの形態（商品分類等）、目論見書の使用開始日、キャッチコピー等を記載することがあります。
- (4) 有価証券届出書の記載内容について、図表等を付加ならびにグラフ化して記載することがあります。また、投資信託の特徴や仕組みなどの説明文章や図表などを、目論見書に記載することがあります。
- (5) 有価証券届出書に（参考情報）として記載の運用実績につき、目論見書において最新の情報を記載することがあります。
- (6) 請求目論見書の巻末に、当ファンドの信託約款の全文を掲載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月15日

H S B C 投信株式会社
取締役会御中

P w C あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻村和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月15日

H S B C 投信株式会社
取締役会御中

P w C あらた監査法人

指定社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているH S B C アジア・プラス（3ヶ月決算型）の平成27年11月11日から平成28年5月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C アジア・プラス（3ヶ月決算型）の平成28年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

H S B C 投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。